

第百五十六回国 参議院 環境委員会 會議録 第十一号

平成十五年六月三日(火曜日)

午前十時開会

委員の異動

五月二十九日

補欠選任

ツルネ マルティ君 山口 邦雄君

五月三十日

補欠選任

山下 英利君 岩井 國臣君
信田 邦雄君 ツルネ マルティ君
福本 潤一君 浜四津敏子君
山口那津男君 加藤 修一君

六月二日

補欠選任

岩井 國臣君 山下 英利君
薬科 満治君 高嶋 良充君
浜四津敏子君 福本 潤一君

出席者は左のとおり。

委員長 海野 徹君
理事 大島 慶久君
清水嘉与子君
段本 幸男君
小川 勝也君
高橋紀世子君

委員

小泉 顕雄君
山東 昭子君
真鍋 賢二君
山下 英利君
小林 元君
高嶋 良充君

國務大臣

環境 大臣 鈴木 俊一君

環境 副大臣 弘友 和夫君

大臣政務官 望月 義夫君

事務局側 常任委員会専門員 大場 敏彦君

警察庁長官官房 審議官 堀内 文隆君

経済産業省産業 技術環境局長 中村 薫君

環境大臣官房長 松本 省藏君

環境大臣官房廃 棄物・リサイクル 対策部長 飯島 孝君

環境省総合環境 政策局環境保健 部長 南川 秀樹君

環境省地球環境 局長 岡澤 和好君

本日の會議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(海野徹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(海野徹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(海野徹君) ただいまから環境委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨日、薬科満治君が委員を辞任され、その補欠として高嶋良充君が選任されました。

○委員長(海野徹君) 政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に警察庁長官官房審議官堀内文隆君、経済産業省産業技術環境局長中村薫君、環境大臣官房長松本省藏君、環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長飯島孝君、環境省総合環境政策局環境保健部長南川秀樹君及び環境省地球環境局長岡澤和好君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(海野徹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(海野徹君) 参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、明日午後一時に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(海野徹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(海野徹君) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案につきましても、私も地元選出の、滋賀県の志賀町というところに大規模な不法投棄の案件を抱えております。そして、さらに同じ町内における産業廃棄物の処理場に対する地元住民の大変厳しい議論というのも聞いておるわけです。今回、この二法案につきましても質問の中で、私自身もそういった地元の問題というものを併せて考えながら質問をさせていただきたいと、そのように思っている次第でございます。

○委員長(海野徹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(海野徹君) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に警察庁長官官房審議官堀内文隆君、経済産業省産業技術環境局長中村薫君、環境大臣官房長松本省藏君、環境大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長飯島孝君、環境省総合環境政策局環境保健部長南川秀樹君及び環境省地球環境局長岡澤和好君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(海野徹君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(海野徹君) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案の審査のため、明日午後一時に参考人の出席を求め、その意見を聴取することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

まず、質問に先立ちまして、今回のこの二法案につきまして、その提出の背景そして経緯につきまして、改めて、いまいし具体的に御説明をちょうだいしたいと思います。よろしくお願ひします。

○国務大臣(鈴木俊一君) おはようございます。廃棄物処理法の改正案、それからいわゆる産業廃棄物特別措置法案、御審議をお願いをしているわけですが、この二法案の提出いたしました背景及び経過についてお尋ねでございます。

背景として私どもの持つております認識でございますが、これは、後を絶たない不法投棄などの不適正処理、それから最終処分場の逼迫など、廃棄物をめぐります問題といえますのは依然としてこれは深刻な状況にあると、そういう認識を持つておりますことが法案提出の背景であるわけでありませぬ。

経緯といたしましては、平成十三年八月から十四年十一月にかけて中央環境審議会に意見具申をお願いを申し上げ、御議論をしたところでございますが、その後、意見具申を受けまして、今回、不適正処理の未然防止のための措置、それからリサイクル等の促進のための措置、これを盛り込みました廃棄物処理法の一部改正案を提出させていただいてるところであります。

あわせまして、過去に不適正な処分が行われた産業廃棄物、これは平成九年の産業廃棄物処理法の施行以前、平成十年六月以前の産業廃棄物の不適正処理分でございますが、これにつきましてはその原状回復といいますがが大変遅れている状況でありまして、産業廃棄物に対します国民の不信感というものの象徴となっていることを踏まえまして、この原状回復等を速やかに行うために産業廃棄物特別措置法案を提出させていただいてるところであります。

この二つの法案は言わば車の両輪でありまして、特措法におきまして過去の負の遺産を一掃すると。そうした一方で、また新たな産業廃棄物の不法投棄が増えている、これは話になりませぬ。

ので、一方においてまた未然防止を図っていくという、車の両輪に当たるものでございまして、こうしたことを通して廃棄物対策を強化してまいりたいと、そのように思っているところであります。

○山下英利君 どうもありがとうございます。今、大臣から御説明をいただいた中でこの二法案がこの委員会にかけられてきたわけでありませぬけれども、いま一つ御質問をさせていただきます。

現在、日本における廃棄物の処理に対する政策というもので、国と地方の責任あるいは役割というものを御説明いただきたいと思ひます。

○副大臣(弘友和夫君) 基本的な考え方は、大気汚染防止法とか水質汚濁防止法と同じように、基準を作るのは国だと、それから執行するのは地方自治体だと、大ざっぱに言えばそうなると思ひます。

国は、廃棄物に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針の策定、それから処理基準等を設定すること。それから、都道府県は廃棄物処理計画を策定するとともに、一般廃棄物処理施設の許可、指導監督、産業廃棄物の処理業及び施設の許可、指導監督を実施する。それから、市町村は区域内の一般廃棄物の処理、それから一般廃棄物処理業の許可、指導監督を実施することという役割分担になっております。

○山下英利君 ありがとうございます。今の基本的な考え方に基づいてこれからの廃棄物の処理あるいはその不法投棄に対する対応といったものについても質問を続けさせていただきます。そういうふうに思ひます。私自身もなかなか分かりにくい部分があると常々思っているわけなんです。いま一つ御質問させていただきます。これは、廃棄物の定義、これについて自分自身も明確にしておきたいと思ひます。

が、一般廃棄物と産業廃棄物という大きな区分けになっていくわけですが、この定義についていまいし御説明をいただけませぬでしょうか。

○政府参考人(飯島孝君) 一般廃棄物、産業廃棄物の定義でございますが、産業廃棄物におきましては特定の物質につきまして産業廃棄物を政令で指定いたしました。それ以外のものを一般廃棄物と定義しております。その産業廃棄物に指定しているものというのは、基本的に産業廃棄物処理法が制定されました昭和四十五年当時の考え方です。申し上げますと、排出事業者が責任を負わせるべきであった廃棄物、すなわち産業活動に伴って大量に発生したり、あるいは有害な廃棄物といったものをとらえまして、それを個別に政令で指定しております。したがって、産業廃棄物として政令で指定されていないものは、一般的にこれも産業廃棄物ではないか、事業活動に伴って出る廃棄物ではないかという、そういう感覚を持つて出るようなものもございませぬが、それは政令で指定してございませぬので一般廃棄物と定義されるわけでございます。

○山下英利君 どうもありがとうございます。今の御説明なんですけれども、例えば家庭に置いてあるパソコンであるとか白物の家電なんか一般廃棄物である。それで、事業所から出る同じものが産業廃棄物であるというようにも聞いているわけでありまして、この辺の区分けといいますが、それに対する対策の違いが出てくるかと、実際の産業廃棄物というものにおける効率に思ひますので、その辺のところも併せて、ちよつと御説明をいただきたいんですが。

ただ、今説明があつた排出者責任という部分について、これは一般廃棄物、それから産業廃棄物、そのところの違いを、いわゆる実際に責任と負担という部分からとらえてみるとどうなるか、ちよつと御説明をいただけませぬでしょうか。

○政府参考人(飯島孝君) 先ほど申しましたように、事業活動から生じる廃棄物であっても、政令で産業廃棄物に指定されていないと一般廃棄物、まあ我々俗に事業系一般廃棄物と呼んでいませぬが、こういう範疇があるものですから、いろんな

混乱が生じていることだと思ひます。それで、処理責任の話なんです。産業廃棄物処理法では、まず産業廃棄物を排出した事業者がその処理責任があるということをおっしゃっております。その上で、産業廃棄物として政令指定されたものの排出事業者に対しては非常に細かな排出者責任の規制を掛けております。それに比しまして、産業廃棄物に指定されていない、政令指定されていない廃棄物、事業活動に伴う廃棄物、これについては、例えば八百屋さんや魚屋さんから出る廃棄物というものは、これ事業活動に伴って出る廃棄物でございます。これは産業廃棄物として指定されてございませぬので、一般廃棄物扱いになってございませぬ。

この事業者の責任はどこにあるかという、第一義的には八百屋さんや魚屋さんにあるわけでございますが、最終的にはこれは市町村の監督の下で処理されると。市町村が一般廃棄物処理計画を策定した上で、最後は市町村がこの面倒を見ると、こういう仕組みでありまして、というのは、八百屋さん、魚屋さん最後に排出者責任としての処理責任をかかせるという考え方もあるかもしませぬが、そうではなくて、これまで市町村がそういったものも一般廃棄物と、家庭から出る廃棄物、八百屋さんや魚屋さん店舗と住宅が一緒のようなところから出ますから区別がつかないような場合もございませぬので、それは市町村が最終的には処理責任を持つ、ただし、それに対する費用負担はさせていただくという動きが最近起こっているわけでございます。山下先生の御質問で、一番分かりにくいところは、事業活動から生ずる廃棄物は事業者の処理責任があるんですが、産業廃棄物として指定されていない事業系一般廃棄物については、今申し上げましたように最終的には市町村が管理責任を持つ、こういう仕組みになっていくわけでございます。

○山下英利君 どうもありがとうございます。したがって、今の、非常に分かりにくい部分等が、折り重なつた部分があるがために、先ほどちよつと申し上げたパソコンのような話について

も、今よく言われている廃棄物の処理の在り方、そういうところでやはり地元とのいろんな議論があるところにおいて、やはり我々は、これから二十一世紀、このままでいったらごみの上で寝泊まりをしなきゃいかぬということも考えたところで、やはり地域とそれから行政一体となつたこのごみ処理に対する対策、対応、これをしたいかなきゃいけないんじゃないかなど。そのため基本的な法律の枠組みの見直しであるというふうに私は考えておまして、これは今回の産業廃棄物だけじゃなくて、廃棄物に係る法律案、正は何度も中身を変えてきている経緯というの、やはりそのときそのときの事情というものをきちっと把握した適切な対応であると、私はそのように思っているわけでございます。

今回、この法案の大きな背景になっているのが、岩手県の県境にあります不法投棄というの、一つの大きな原因でもありますけれども、実際、不法投棄自体がどうして起こるのかという問題をとらえてみますと、不法投棄自体が大規模になつてきたのが、最近それがますます巧妙になつてきて、それで小口化もしている。それも法律の網をかいくぐるような形で、やはりいろいろ変わってきているということが背景にあるんじゃないかと思っております。

したがって、法律でする規制だけでなく、これは後で私も改めて質問させていただきますけれども、そもそもそういった悪質な業者が廃棄物処理、こういった事業にかかわることができない対策というのも考えていかなきゃいけないんじゃないかなど、そういうふうにも思っているわけでありませう。これはちよつと後ほど質問をさせていただきますと思います。

一般ごみ、それから産業廃棄物にもあるわけでありませうけれども、排出者責任ということをお聞きをいたしましたけれども、今回の中央環境審議会の意見書等を拝見いたしますと、拡大生産者責任というふうなこともうたわれているわけでありまして、実際、責任をどこに持っていくか

ということも一つ大きな議論ではないかなど、そういうふうにも思っておるわけでありませうけれども、この拡大生産者責任ということにつきましての政府、御当局の見解をお聞かせください。

○政府参考人(飯島孝君) 拡大生産者責任の考え方というのは、廃棄物の処理におきまして生産者、製品の生産者にも一定の責任を負ってもらおうという考え方でございまして、環境省としても大変重要な課題であると認識しております。

この拡大生産者責任の考え方につきましては、既に循環型社会形成推進基本法、あるいはこれはその萌芽でございませうけれども、廃棄物処理法におきましても適正処理困難物制度、市町村で適正処理が困難な廃棄物について製品の製造者の協力を求めることができるという規定がございませう。さらに、最近のリサイクル法、容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、こういったリサイクル関連法におきましてこの考え方が導入されてきたわけでございます。

今回の廃棄物処理法改正法案の中では、今の適正処理困難物に係ります拡大生産者責任の制度を拡充すべく検討を進めてきたところでございませうが、今回、関係者と十分な合意を得るまでの時間がなくて、この法案には盛り込んでいないところがございます。

○山下英利君 どうもありがとうございます。その議論は更にさせていただきますけれども、いかなど私も思っているわけでありませう。

廃棄物の流れを考えてみますと、やはりまず排出事業者というものがあつて、これが入口のところである。それから、いわゆる最終処分場、これを確保するところ、それが出口というふうなことを考えられるわけでありませう。その間が目詰まりを起ささないというか漏れないですんなり流れていけば、こういった不法投棄なんかの問題は起きない、本来、はずであると思うわけでありませう。ところが、そこでどうしても水漏れといふか、不法投棄が起きてしまう。この不法投棄を抑えるため、こういった対策が必要なのかということな

んでありますけれども、何で廃棄物処理でトラブルが発生するのかという基本的な私は疑問を持つわけでありませう。

よく言う、悪質が良貨を駆逐するという言葉を聞くわけでありませうけれども、一般廃棄物の処理におきまして、このようないわゆる産業廃棄物に見られるようなトラブルというのは実際起こつていられるでしょうか。

○政府参考人(飯島孝君) 再度の御質問ですが、一般廃棄物については、先ほどの御質問にお答えしましたように、最後は市町村が一般廃棄物処理計画に基づいて最終的な管理責任を持つと、こういう仕組みになつていられることもその理由だと思つていますが、産業廃棄物で起きていられるような悪質な不法投棄事件、不法投棄がゼロとは申しませんが、悪質かつ組織的な不法投棄事件というのは、今申し上げました市町村が最終的な管理をするということもありまして、全国的にそういった状況は、ニュースになつたり問題になつたりしているという状況ではないと思つていられるところでございませう。

○山下英利君 ありがとうございます。そうしますと、産業廃棄物処理で同様のトラブルといふか、が発生するといふ、一般廃棄物ではほとんどそういうのは見られない、これは市町村がやっていると、産業廃棄物においてそういうトラブルを解消するためには、これはだれが最後を請け負うことによつてそのトラブルを少なくすることができると、そういうことなのかという議論になつてしまいがちなんですけれども、私はそのように思つていないわけでありませう。産業廃棄物の場合には広域性というものもあり、これを乗り越えていくためにはもつと廃棄物処理システム自体の見直しというのを、再構築というのも考えていかなければいけないのではないかなど、そういうふうにも思っているわけでありませう。

ここで、産業廃棄物発生に関するトラブルの中で、やはり今回の不法投棄の問題、あるいは廃棄物処理場を造るということにおける地域周辺住民との激しい議論、いわゆる産廃処理場建設反対というふうな声に至るところで聞かれるわけでありませうけれども、この辺について考えてみたいと、そのように思っているわけでありませう。

まず、不法投棄のところでございませうけれども、今日は警察庁にちよつとお越しをいただいておりますので、この不法投棄のいわゆる犯罪的な側面から現状をちよつと教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(堀内文隆君) お答えをいたします。産業廃棄物の不法投棄事犯につきましては、人の健康と地球環境に害悪をもたらす重大な犯罪であることから、警察といたしまして、その取締りについては重要な課題であるというふうにも認識をしております。

警察では、不法投棄を始めとする産業廃棄物事犯に対しまして、広域的な事犯や暴力団が介在する事犯など悪質なものを中心にその取締りを強化しているところでございませう。平成十四年中の産業廃棄物事犯の検挙事件数は六百八十三事件、検挙人員は千八百五十八人で、前年に比べますと、事件数で百六十七事件、三二・四％増加、人員で二百三十二人、一四・三％増加しているところであります。

また、この種事犯につきましては、事件の摘発と並んで投棄現場の原状回復を図ることが極めて重要でありまして、警察におきまして、排出事業者に係る情報の環境行政部局への提供等を通じてその促進に努めているところでございませう。

今後とも、環境行政部局等と緊密な連携を図りながら、この種事犯に対しまして適切に対応してまいりたいというふうにも考えております。

○山下英利君 どうもありがとうございます。まず、そういった、先ほどちよつと申し上げたように、水漏れする、不法投棄がなされるというところで監視を強化するというのは今回の法案に

おきまして一つのポイントになっている、そのように思うわけですが、この監視、これを強化するというのは、これは自治体にゆだねられているわけでしょうか。監視の方法についてちょっと御説明をいただくとともに、そういったところの責任をちよつとお聞かせいただきたいと思ひます。

○政府参考人(飯島孝君) 不法投棄などの不適処理を未然に防止するためのいろいろな行政監視というのが行われているところでございまして、これは廃棄物処理法に基づきまして都道府県等が、例えば投棄者不明等の支障の除去の措置、行政代執行等を行う権限を有しております。そういうことから、地方公共団体で事前の未然防止の対策についても現在、拡大防止、未然防止の観点からいろいろな事業を行っているところでございます。

○山下英利君 ありがとうございます。今の監視のところのあらあらの説明の中に、やはりこれ、廃棄物がきちんと流れていって、きちつと適正に処理されるというものを監視するという流れの中で、やつぱりITの、具体的に言えば伝票ですね、マニフェスト、これの管理と、それから廃棄業者、運搬業者、これの認定、免許ですね、こういったもののフォロー、きちつとしたフォローというものが非常に大事になってくるわけで、この管理システム、これをきちんと構築することが大切でありますし、廃棄物処理、産業廃棄物の場合には広域にわたるといふことで、これを全国的にフォローできる体制、これにしておかなければ、各自自治体で管理するというのはなかなか難しい部分があると思ひます。

先ほどの警察の御説明もいただきましたけれど

も、行政と警察一体になって、そして正に産業廃棄物の場合には全国的なフォローアップの体制、これをきちつとしていかないとなかなか監視の効果は上がってこないんじゃないかと思ひます。それからまた、人の問題、これにつきましても、自治体との連携という面で大きな部分を占めるのではないかなと、そのように思っておりますので、各自自治体で連携を密にしながら事の善処に当たっていただきたいと、そのように思っているわけでございます。

続きまして、今の不法投棄の問題、これを続けさせていただいておりますけれども、まず産業廃棄物の処理の流れというところから私ちよつと質問させていただきます。このところから私ちよつと質問させていただきます。このところから私ちよつと質問させていただきます。このところから私ちよつと質問させていただきます。

○政府参考人(飯島孝君) 山下先生がこれまでの御説明になりましたように、確かに廃棄物の発生から中間の処理、最終処分までの一連の廃棄物の流れがきちんと管理されることが目標であらうと思ひます。

ただ、そのために、それぞれ、今、水漏れとおっしゃいましたが、それぞれのところでトラブルがあるとなれば、普通に考えればそのトラブルを起こした人が実は責任があるという考え方が普通だと思ひます。排出事業者が不法投棄すれば、それは排出事業者の責任ですし、排出事業者

が処理を委託した処理業者が不法投棄すれば処理業者に責任があるし、最終処分業者がそこで不適切な処分をすればその最終処分業者が責任があるというのが、これが普通の考え方なんです。実はこれによって全体の流れがとらえられない、全体の管理ができないということから、先生御指摘になりましたように、排出事業者に初めの排出から中間処理を経て最後の最終処分まで確認をする義務をかけたのが平成十二年改正でございまして、そのときに先生おっしゃった管理票制度、これも非常に強化いたしました。最終処分まで管理票をチェックしなければいけないという制度にしたわけでございます。

その中で中間水漏れ対策をどうしたらいいかというところでございますが、ある意味では、中間水漏れがあるとすれば、中間で水を漏らした、まあ中間処理業者でしょうが、そういった人に責任がある、これは第一に責任があるんですが、同時に、それをきちんと監督できなかった、最終的に管理できなかった排出事業者にも責任を追究する余地があるという制度になっているわけでございます。

先ほど申し上げました都道府県がその監視をする行政責任を持っているということでございます。国はその都道府県の取組を支援すると。全体的に国と都道府県との連携体制及び排出事業者が最後まで責任を持って廃棄物の流れを確認する義務を掛けることによつて、中間処理業者も水漏れを行わないようになさちんとした中間処理業者を選んでいたかと、こういった流れに持っていこうと思ひているわけでございます。

山下先生おっしゃったように、これまではどうしてもコストが低い、安いところにどうしても流れてしまふ、製品として残りませんでコストが安いところに流れてしまふので、安かろう悪かろう、悪貨が良貨を駆逐するといったようなそういった構造がこの産業廃棄物の世界であったわけでございますが、今申し上げたような形で、全体の流れを管理していく方向で今回もいろいろな改

正案を提案させていただいているところでございます。

○山下英利君 ありがとうございます。今、御説明の中でも、都道府県の役割というのが実際の現場のところで大変大きいというふうなことであります。都道府県自体は、この廃棄物に対する対策というものは、全国見ますとそれぞれ地域でやはり若干の違いは感じているわけでありまして。この点につきましては後ほどちよつと産廃税の関係で御質問させていただきたいと、そういうふうにお聞かせいただきたいと思います。

今の中間処理施設という話を続けさせていただきますと、やはり今回のこの法案の中でも大きな骨子となっておりますリサイクルの推進という部分が大きいんです。なかろうかと思ひます。リサイクルを進めて、そして中間処理施設、これをきちつと整備していくということは、言ってみれば最終処分のところの量も減らしていけるというふうにお聞かせいただけます。

もちろん、総排出量、最初の入口のところから減らしていく努力、これも排出者にとつて必要だという反面、今度、限られた最終処分のところへ持っていく量を減らすためにもリサイクルを進めていくという、こういう大きな流れを作っていくかなければいけないと。そういう流れの中で日本の廃棄物政策、進められていると思うんですが、リサイクルを推進するということは、そのリサイクルに掛かるコストを、じゃだれが負担していくのか。ここからは私ちよつと経済的な側面に入らせていただきますけれども、やはり経済的なところが事業としての大きなポイントになってくるだらうと思ひます。

先ほどの不法投棄のところでも、実際そういう悪質業者がこの事業に入ってくるということはある意味じゃ、そこに経済性がないということになれば、おのずとこの事業からは出ていかざるを得ないという側面もあるかなと私は思っているわけでありまして。

したがって、リサイクルを推進したときにそのコストアップをどう考えるかというところがこのリサイクル市場の形成促進の点からいうと大きなポイントになると思うんですが、その辺の考え方、お聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(飯島孝君) 山下先生御指摘のとおりでございます。リデュース、リユース、リサイクル、三Rということをきちっとやっていけば不法投棄も少なくなるだろうし、最終処分量も少なくなっていくことでございまして、リサイクルの経済性についての御質問でございますが、要は、よく言われますのは、どんなごみでもお金と技術を掛ければ再資源化といえますか、リサイクルができるわけでありまして、そのリサイクルされたものがほかの商品と市場で競争力があるかどうかというのが非常に大きな問題になります。

例えば、生ごみから堆肥ができます。この堆肥は、質的にはきちんと管理をすればちゃんとした堆肥ができるわけですが、その堆肥がほかの化学肥料と比べて競争力があるか。それも量的問題ございまして、たくさん作ってしまえば幾らいい堆肥であってもそんなに使う場所がないという、これが大きな問題でございます。

経済性という意味からいならば、よく言われるのは、化学肥料でもいいんですけども、パーリン原料から作った製品とリサイクルで作った製品の競争力よく言われます。リサイクル製品の方が高いということになるんですが、高いのは当たり前でありまして、きちんと適正処理すれば相当のお金が掛かる、そのお金の範囲内でリサイクルを、事業が行われればこれは十分に競争が成り立つもの、そういった分野で現在リサイクルの需要が伸びてきているというふうに認識をしております。

なお、委員から御質問ございましたリサイクル社会を作っていく、リデュース、リユース、リサイクル社会を作っていくための計画といたしまして、三月に循環型社会形成推進基本計画を策定し

て、マクロな数値目標、最終処分量を半減するとかりサイクル率を四割上げるとか循環利用率を四割上げるとか、あるいは資源生産性という経済的な人口指標を作りまして、これも四割アップさせようとか、こういった計画の下に具体的な取組を進めていきたいと考えているところでございます。

○山下英利君 どうもありがとうございます。したがって、リサイクルのコストアップ要因をどう考え、どこで吸収するのか、これも大きなポイントになってくると、私はそのように思っております。

言ってみれば、健全な市場原理をこのリサイクルの市場形成の促進のために導入するべきではないかと。健全な市場原理というのは何かというと、それは、リサイクルは元々コストが高い、それで一般化学品の方はコストが安い、だからそっちへ流れるんだということは市場原理という意味とは必ずしも言い切れない、私はそのように思っています。そこで、やっぱり国なり行政の支援というのが必要ではないかと。これは決して市場原理を損なうものではないと、そういうふうに私は思っております。

例えば、先ほどちょっとお話のあったパーリン材料、パーリン材料に対して一種課徴金のようなものを掛けると、これが不公平をもたらすのかと。これは突き詰めてみないといい切れないではないかと思えますし、また、製品を作る場合に一定の使用割合を義務化するというのもこれはリサイクルを促進するための一つの手段ではないかな、そういうふうにも思っているわけでありま

す。

この辺のところの考え方について何か御意見ありましたら聞かせてください。

○政府参考人(飯島孝君) リサイクルを推進させるための経済的な社会的システムとして、経済的、社会的なシステムとして先生が御提案のようなどことをするのは十分検討に値することだと思っております。おりますが、一つは、パーリン原料に比べてリサイクル原料の製品が高くなるという

先ほどのお話なんですが、先ほど申し上げましたように、廃棄物をきちんと適正処理するためのコストについての認識が今まで必ずしも市場で十分ではなかった、関係者の間に。

例えば、一トン当たり三万円も四万円も適正処理に費用が掛かることが分かっていけば、一トン当たり三万円、四万円以下の値段でリサイクル事業が行えればこれは十分に市場で対抗できるということ、製品そのものを比べるわけじゃなくて、製品そのものの価格を比べるわけじゃなくて、その処理コストと比べてリサイクルした商品に掛ける費用がその範囲内であれば十分ペイできるということ、そういう分野で現在いろいろなりリサイクル需要が増えてきているということも事実でございます。そういう意味では正に経済性、健全な市場原理に基づいたリサイクルビジネスというのがだんだん出てきているところでございまして、一番それに対する弊害は、パーリン原料というよりも、それに対する一番の弊害は、適正処理をしないで捨てるのが一番得をするという、こういう風潮でございます。これはもう厳正に、未然防止も含めまして厳正に処罰をするというところで、水漏れはなさないと健全な市場は育たないということが一番大事だと思っております。

○山下英利君 ありがとうございます。そういう意味じゃ、人口と出口とそれから水漏れを防ぐということ、これこそ三位一体ではないかなと私は思っているわけなんですけれども。

したがって、経済性といった場合に、先ほどの廃棄物処理の在り方としての意味合いで地域的に廃棄物を処理する。一般ごみなんかはそういった形であり、それから産業廃棄物については広域的な廃棄物処理というふうな一つのシステムであらうかと思うんですが、この経済性、リサイクルを推進するという意味から、例えば産業の企業内あるいは企業間あるいは業界内といった、そういったところでの処理システムを推進するとい

うようなところは何かお考えになっていらっしゃいますでしょうか。

○政府参考人(飯島孝君) 産業廃棄物のリサイクル等に向けまして、企業の間あるいは業界全体でのシステムを構築するということは大変重要なことではないかと思っております。

具体的に申しますと、現在、今年の予算からなんですが、産業廃棄物処理分野の構造改革を進めていく中でそのモデルを示したい。これは、国が示すべきなのか、本当は業界がそういうビジョンを作るべきなのかという議論があるんですが、一緒に国も支援して、これからの産業廃棄物の処理、これは単に適正処理するだけじゃなくて、リサイクルをすることも含めた大きな意味での産業廃棄物業界がどうあるべきかと。これは、これまでの狭い産業廃棄物の処理業者の世界だけじゃなく、大手製造メーカー等がこのリサイクルについての事業を始めておりますので、そういった企業間の連携も含めて、そういった望ましい産業廃棄物処理事業のモデルビジネス像というものも策定していきたいと考えております。その中で、具体的な事例としてそういった大企業あるいは専門業界との連携のような、そういう仕組みを作りたいというふうに考えているところでございます。

○山下英利君 ありがとうございます。今のリサイクルに関するお考えについて、今日は経済産業省の方からも御出席をいただいておりますので。

やはり我々の生活を考えた場合に、これからごみをどんどん減らしていかなきゃいけないと、しかしごみというものと付き合っていくことがやはり我々の新しいわゆる事業の分野でもあろうかと、そのように私は考える部分がございます。

端的に申しますと、廃棄物処理に対する処理技術、いわゆる処理場に対する技術、これは最近大変大きな議論になっておりますが、やっぱりその周辺の住民の安心と安全を考える上でも、廃棄物処理に対する技術の向上、これは私は目覚ましいも

があるんじゃないかと思っておりますし、またそれが一つのビジネスとしても大きく発展することも可能であります。

また、もう一つはリサイクル、リサイクルをする、先ほどお話しになったように、いかに低コストに抑えるかというところも大きな技術開発であり、そういうところのいわゆる新産業と申しますか、これからの成長性等を考えたところで、経済産業省としてのこの事業に対する取組方につきましてちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

○政府参考人(中村薫君) 委員御指摘のとおり、廃棄物・リサイクル関連産業や環境調和型の製品の開発など、環境関連産業の育成を図ることは、ごみの量を減らすという意味で、不法投棄問題、さらに環境保全と持続的な成長の両立を実現する循環社会を形成する上で基本、非常に重要なことであるというふうに考えております。

このため、政府としては、まず第一に、廃棄物のリサイクル関連産業の育成に向けた技術開発の支援、これはシュレッターダストの問題であるとか建設廃材の問題であるとか、また地域の、地域産業技術関連補助金制度などを、通常ですと二分の一であったものを三分の二に引き上げて、例えば東北地方のホタテの貝殻の廃棄物をリサイクルに回すというようなことの技術開発への支援であるとか、またさらに本国会で御審議いただきました省エネ・リサイクル法によるリサイクル設備の投資に対する税制面、金融面での措置、これは今まではリサイクルだけであったものを、リデュースであるとかリユースといったものに対象を拡大していく取組。さらに三番目としては、グリーン購入法の対象拡大によって環境調和型製品の需要を拡大していく。それから、四番目としては、いわゆる環境JIS、既に古紙であるとか高炉セメントについてはJISが定められており、これによって需要を拡大しておるところでございますけれども、さらに、今般、中期計画を定めて二百七品目について環境のJISを作って、市場、マー

ケットを拡大していくというようなこと。さらに地域の取組なり産業界の取組を支援していくというところで、エコタウン事業などのリサイクル設備に対する予算によって事業化支援をしていくといったような諸般の施策を講じておるところでございます。

政府といたしましては、今後とも、廃棄物・リサイクル産業の育成とリサイクル市場の拡大に向けた取組への支援を引き続き行っている所存でございます。

○山下英利君 ありがとうございます。

正に、国それから地方一体となって、このごみ処理に対する技術開発であるとかリサイクルの技術であるとか、そういったものを支援していく、これはそれぞれの地域での産業を支える意味でも大変大きな役割を持っているんじゃないかなと、私はそのように思っております。

したがって、都道府県、地方行政においても、やはりそういったところの地場産業の開発と申しますか支援、これも私には必要ではないかと思っておりますし、それに対してやはり国の方からそういった後ろ支えがあればなお前へ進むことも十分可能ではないかなと、そのように思うわけであります。どうしても、やはり個別企業の問題になりますと、それぞれの地域地域というよりも、むしろ産官学と最近言われておりますけれども、そういった中で技術開発をより有効に実業に生かしていくというところが必要なことだと、私はそのように思っております。

そこで、いま一度御質問させていただきたいのは、廃棄物処理センターという機能がございまして、産業廃棄物なんかで、これを見ますと各自治体等にありますけれども、これは自治体が行っているというか第三セクターというところもあるんでしょけれども、民間の関与というのはどの程度でありましたでしょうか。分かたら、ちょっと教えていただけますでしょうか。

○政府参考人(飯島孝君) 先生が御指摘の廃棄物処理センター制度は、平成三年度の廃棄物処理法

改正から導入されました、実はその後余り進まないこともございまして、平成十二年改正では廃棄物処理センターの要件を緩和して、これは基本的には産業廃棄物を中心といたしまして適正なその社会インフラ、すなわち最終処分場とか、きちんとした焼却炉等の整備が非常に難しくなっているところで、公共関与できちんとした住民に安心、信頼を与えられるような施設を造って、こういう試みだったわけでございます。そういう意味で民間の関与ということは、当初は、民間に任せ切りではなかなか進まない、あるいは悪いイメージを植え付けてきたものを何とか私拭しようということ、公共が関与して造って、ということだったわけでございます。

ただ、実際には、そうはいっても公共だけでなくちんとした施設ができるわけございません。民間のノウハウあるいは資金力、そういったものも活用していかないと、今現在の廃棄物処理センター制度は、例えば株式会社であってもそのセンターの指定の権利があると。ただし、その株式の三分の一以上を公共が投資をしていると、こういった条件が必要でございますが、PFI方式でも、PFIの選定事業者でも廃棄物処理センターの指定の権利がございまして、そういう意味では民間のノウハウを使いながら公共関与で住民に安心、信頼できる施設を整備していくための制度として動かし

ていっているところでございますが、現実的にはほとんどが財団法人という、公共関与の県の出資する財団法人という形で運営されているところがございます。

○山下英利君 ありがとうございます。

今の御説明でもありましたとおり、その廃棄物処理センターというものは、もちろん公共が関与するところがあるけれども、ここに先ほど話のあったような民間の進んだ技術を取り入れて、より効率の高い安全な処理施設を造っていくということ、これはある面におきましてはその地域住民の皆さんに安心していただける処理

施設を提示できるということだと私は思っております。

日本におきましての環境を考えた場合に、やはりヨーロッパ等を見ますと、産業廃棄物の処理につきまして、その処理場が一般住民のすぐそばにあっても、それが違和感を持たない、あってもそれによってその地域の価格、これが大きく変わってくるのか、要するに、産業廃棄物、これは汚い、それができたことによってその地域の環境が悪くなる、そして土地の値段も下がってしまおうと、そういったところを克服しないと、なかなか処理場を造るといったことに対して理解を求めるのが大変難しい時代ではないかなと。そして、実際にそれだけの技術があるということをもっと広く一般の方に知らせて、そしてそのごみ処理場を造るということによって自分たちの生活がどのように賄われていくのか、その辺の全体像というものが住民の皆さんにも御理解をいただける努力をしていかないと、なかなか産業廃棄物処理場だけにとまらず、やはりごみ処理場というものに対する一般の理解も進まないのではないかなと、そのように思ったりするわけであります。

そこで、お聞きをしたいわけですが、地域周辺住民のそういったごみ処理場に対する非常な嫌悪感、不信感、これを払拭するために環境省として自治体に何か要請をされておりますでしょうか。

○政府参考人(飯島孝君) 山下先生のおっしゃったとおりでございます。地域住民の理解を得ながらきちんとした産業廃棄物処理施設を建設していくことが非常に重要だと考えているところでございます。しかしながら、これまでのいろいろな経緯がございまして、あるいは産業廃棄物の世界の安からう悪からうという、そういったこともございまして、どうしても施設を立地する際に住民の反対を受けることが少なくないというのが現状でございます。

どうやって地域住民の理解を得ていくための努力をすべきかということでございますが、もちろ

一番肝心なのは、施設を設置しようとする方がきちんと説明をする、説明をしていくという説明責任があるわけでございますが、国あるいは管轄する都道府県が一体となりまして、先ほど来申し上げている産業廃棄物分野の構造改革を進めて、いわゆる排出事業者がきちんと責任を取っている、あるいは監視をしっかりして不法投棄対策が進んで不法投棄が少なくなっている、こういったことを地域住民の方々に見ていただきながら、根本的な問題を解決していく姿を、国や地方公共団体が協力して地域住民の方々の信頼を取り戻す中で、実際の施設建設に対しての住民の不信感を解消する効果があるのではないかと、うまいふうにお聞きまして、個々の施設の技術的な説明をしつかり行う、情報を公開するということはもちろん大事でございますが、あわせて、世の中変わっているんだということをしつかり住民の方々に見ていただけるような、そういった取組を行っていきたく思っております。

○山下英利君 ありがとうございます。

正に国とそれから都道府県、そしてそれぞれの市町村、これの連携がきちつとよく、うまく回っていくということがこの廃棄物行政を円滑に進めていく上でのかぎになると、私はそのように思うわけでございます。

その中で、やはり都道府県の責任というの、役割、これは大変大きいと私は思うわけでありますけれども、最近、いろいろな都道府県、自治体におきまして産業廃棄物税というようなものを取り入れて、自治体も増えてまいりました。産業廃棄物税というのは、これは本来税収が減ればむしろそれだけ減っているということ、従来の税制、税金の考え方はちよつと違う税制なんでしょうけれども、環境省として、この産業廃棄物税に対する考え方、お聞かせいただきたいと思っております。

○副大臣(弘友和夫君) 今、先生のお話のように、産廃税、もう既に地方公共団体によって導入されているところがございますし、また現在、検

討中のところもございませう。これは税収を産業廃棄物行政施策に充てることで、適正処理を確保するための監視、指導の強化だとか、またリサイクルなどによる減量化の促進、処理業者の優良化の促進などが期待できるとともに、また、今お話しのように、副次的に廃棄物の発生抑制、有意義な、最終処分場の減量化にもつながるといふことで、環境省といたしましてもこれは有意義な政策手段として位置付けているところでございませう。

しかしながら、様々議論がございまして、一方で、地方公共団体の取組がいろいろ違うことによりまして、ある地域への産業廃棄物の流入を抑制したり、またある地域から産業廃棄物を追い出したりの影響が出てくるということから、そういうばらばらなところじゃなくて、全国的に進めていく方がよいという考えもございませう。また一方では、処分場の逼迫など、地域の実情において地方公共団体、それぞれ進めていく方がいいというふうな考え方もあります。

そしてまた、課税によってリサイクル等の減量化が進むという考えもございませうけれども、また一方で不法投棄が進むというふうな考えもございませう。その効果や影響をどう考慮して評価するかという重要な論点があるというふうな認識をいたしております。そういうことで、今、本年一月から、産業廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する検討会を、学識経験者、経済団体、また業界の方、地方公共団体の方に集まっていたら、今幅広く議論しているところでございまして、この夏ごろまでに一つの中間的な論点を見直し、また年末を目途に一定の結論を出すというところで今検討をさせていただいているところでございませう。

○山下英利君 どうもありがとうございます。

正にこれは、それぞれの地方自治体の事情というのものもあるでしょうけれども、やはり国として一つの方向性を、いわゆるガイドラインというわけではございませんけれども、出してあげるの、自治体にとっても非常に見通しが良くなるのではない

かなと思っております。ただいま副大臣御説明のとおり、いろいろな一長一短ある部分あると思っております。そのところをもう本当に議論をして、そしてやはり地方の財源として、これをそれぞれの地域の産業廃棄物行政に役立てるといふ意味合いからすれば、この産業廃棄物税制というのは十分議論に値しますし、それを進めていただきたいというふうな思っております。

そして、その中で、産業廃棄物税というふうな考えますと、これは排出事業者課税とそれから処分場課税というふうな形で一種二重課税のような形が取られているところもあるんですが、その辺についてのお考えというのは何かお持ちでしょうか、お聞かせください。

○政府参考人(飯島孝君) 先生御指摘になりましたように、幾つかの県で条例が制定されまして施行が順次なされている中で、いろいろなやり方に相違があるというのが一つの問題になるのではないかと、そういうことで、それを全国的な見地からどういふふうな調整をしたらいいのかわかることも含めて、先ほど申し上げました検討会で検討しているわけでございますが、基本的に、今、処分場に掛けるもの、あるいは事業者に掛けるもの、ごさいました、大多数が排出事業者に税を掛ける仕組みなわけでございますが、排出事業者全員という大変な数になりました。徴税のコストが非常に掛かるということ、それで徴税をする相手を例えれば最終処分業者とか中間処理業者、これは限定できますので、そこで排出事業者分の税を取るといふことなすね。

これはきちんと、流れがきちんと行っていれば何の問題もないんですが、実は排出事業者から適正な委託で、適正料金で、中間処理業者、最終処分業者との契約ができて市場であるかどうかというの大きな問題になりました。処分業者や中間処理業者が税金を払って、その税金は実は排出事業者の代わりに払っているわけですが、排出事業者がきちんとコストの請求ができない場合とか、そういったものが実は実際の議論になってい

るところでございまして、そういった課税の在り方あるいは徴収の在り方、それから税金の使途をどうすべきかということも含めて環境省としての検討を進めていこうと思っております。そのもとこの産廃税は地方公共団体での廃棄物問題という前に、課税自主権、地方自治、そちらの方から発達して出てきたものでございまして、その辺の地方の自主性に対しても十分私どもは配慮をした上で全国的な見地からの検討を進めていこうと思っております。

○山下英利君 どうもありがとうございます。是非十分な御議論を進めていっていただきたいと、そういうふうな思っています。

本当に廃棄物処理に対する対策というのは、国、地方だけでなく、そしてそれぞれの地域の住民が参加して進めていかなければいけないものですから、今の問題、税制の問題だけじゃなくて、言ってみれば透明性を高めるといふことがやはりそういった一体感を作る上では大変重要ではないかなと、そういうふうな思っています。

そして、私の最後の質問ですが、これは大臣にお伺いしたいと思っておりますが、この廃棄物処理に対する国としてのこれからの大臣の決意と、それから今ちよつとお話をさせていただきましたそれぞれの地方に対する御要請、こういったものをお聞かせいただきまして、私の質問を終わらせていただきます。

○国務大臣(鈴木俊一君) 山下先生から廃棄物行政につきましてもいろいろな問題点と申しますか、切り口で御質問をいただいたわけであります。先生からの御指摘のとおり、廃棄物行政、大変重要なものであると認識をいたしております。殊にも、廃棄物の大量排出あるいは最終処分場の逼迫、さらには不法投棄の多発、こういった問題が今なおあるわけであります。この問題は環境省の行政としても極めて重要な課題の一つであると、そういう重い認識を持って、決意を持って、今後臨んでまいりたいと思っております。

私どもといたしましては、循環型社会を形成をしていくということが極めて大切なことであるわけでありませうけれども、今御審議をいたしておりますこの二法案を始めとする各般の取組も進めたいと思っております、この三月に閣議決定をいたしました循環型社会形成推進基本計画、こういうものに基づきまして種々の施策の積極的な取組をしてまいりたいと思っております。

その中において、先生から地方自治体の役割というものが重要であるという御指摘もいただきました。廃棄物行政に言わば近いところに存在する行政として、私もこの地方自治体の役割というのは大変大切なものであると、そのように認識しているわけでありまして、更に一層の積極的な取組を地方自治体に期待しながら、国、地方自治体、そして住民の皆様方それぞれの立場立場での廃棄物行政を着実に推進してまいりたいと考えているところであります。

○山下英利君 ありがとうございます。

○ツルネンマルティ君 民主党のツルネンマルティです。

私は、今日はこの審議されている二つの法案のうちには、主に廃棄物の処理及び清掃に関する法律の改正案について質問させていただきます。もちろん、もう一つの特別措置法も非常に重要なものでありますけれども、それはまた別な私たちの仲間に任せて、今言った法の方に質問を集中させていただきます。

これを準備しているうちにはいろいろなことに気が付きますけれども、この廃棄物法、ずっと昔からありますけれども、例えば、私は日本で生活しているこの三十年間の間に恐らく五回改正されているんですね。今は新しくまた改正されるんですね。その意味は、もちろん状況が変わりますし廃棄物の量も増えますし、いろいろな問題が出てくる、それによってもっと合うように用意しているんですけれども、やはり改正も余りにも多いというの、なかなか一回ではうまく成功しなかった。私は、今の改正案の内容を読んでみると、も

ちろんいい方向に行っている、しかしまだここでも足りない点もたくさんある。その足りない点も私もここで幾つか指摘したいと思っております。

さらに、今は山下議員の質問を聞いているうちに気が付いたことは、やはり似ているような質問ももちろん出てきます。これはいいことでもあります。やはり、与党と野党の方では、この足りないところとかこれからもっと直してほしいところはやっぱり同じような問題を指摘するということは、やはり私たちはこういう環境委員会の中では繰り返すということが起こっているのは、ある意味でうれいことです。

一番最初には、恐らくこれも山下議員の方でも最初に指摘されたのは、この廃棄物の定義についての問題です。それをちょっとまた違った角度から御質問したいと思っております。

確かに、一般廃棄物と産業廃棄物とのこの定義という区分というの大きな問題、それはもうちょっと後でそれに触れたいと思っております。

なぜこの定義は、私は、この定義は余りはつきりしていない、あいまいになっているんだから、いろんな大きな問題が起きている一つの理由になっていると思っております。

例えば、私たちはよく知っていることは、この豊島、香川県の豊島のあの事件、不法投棄の事件、大量のシュレッダーダストがリサイクル原料であると言いつつそれをずつと放置してしまつた、いろんな例がたくさんあるんですね。その不法投棄の事例の中では、ほとんどの理由はリサイクルの名目でここに置いてあるということですね。そういう問題が起きています。

これに関連して、一番最初には弘友副環境大臣に質問をさせていただきますが、例えば二つに分けると不要物とリサイクル可能物という定義があるんですね、不要物とリサイクル可能物。これ、さっき言ったように、これで問題が起きるといふことですね。もしこういう分け方をやめて、例えばEUの方では、今は両方合わせて廃棄物処理すべきものという定義というのがあります。これは、

環境保全の観点から、つまり環境保全の観点から必要な管理をすべきもの、すべての廃棄物はリサイクルとか不要物とか区別しないという動きもあるようですね、こういうことを頭に置いて、副大臣の方では不適正処理防止のための不要物とリサイクル可能物に分けることの見直しが必要と思っておりますけれども、副大臣の方ではそれをどう考えているでしょうか。

○副大臣(弘友和夫君) 今、先生御指摘のように、リサイクルを進めていく上において、廃棄物に適用される厳格な規制がリサイクルを阻害するという考え方もございます。

そういうことで、リサイクル可能物を廃棄物から除外すべきだという御意見もあるわけでございますけれども、しかしながら、今、先生例に挙げたように、例えばシュレッダーダスト、これはミズのえさだとかいうようなことで不法に投棄されているという不適正処理事例というのは多発しております。そしてまた、リサイクルでありましても、環境保全という観点からはやはり適正に実施される必要があると。それから、先ほどの御議論にもございましたけれども、ほとんどの廃棄物というのは技術的にはリサイクルは可能なのわけです。

ですから、それはいろいろそういうことを考えますと、私どもといたしましてはリサイクル可能物を廃棄物から除外するということは適当ではないと。昨年の十一月に取りまとめられました中央環境審議会の意見具申でも同様の検討結果が出ております。

むしろ、このような御指摘というのはリサイクルにかかわる廃棄物処理法の規制の在り方の問題だということに考えておまして、今回の改正案では、業の許可、それから施設設置の許可、全国的な一々都道府県に届けるといふんじやなくて、全国的なもの全国的にしよとかいう、そういう規制の合理化を盛り込んでおまして、これにより適正なリサイクル活動が今まで以上に推進されるというふうにご考えております。

○ツルネンマルティ君 確かに、今言われたように、廃棄物は分けることが非常に難しい。そして、かなり多くの場合はその一部はリサイクルできる、あるいは一部は全く要らないということ、埋立てとかそういう処分になるということ、この定義を今言われたような方向にやはり私たちは考えなければならぬと思っております。

後で、私は、またそのもつと大きな問題は、この一般廃棄物と産業廃棄物の区分というのかそれについて、ちょっと後でまたもつといろんな例を出しながら指摘したいと思っております。

二番目の質問は環境大臣の方にさせていただきませんが、御存じのように、総理大臣が、今構造改革の一つのスローガンとしては民間にできることは民間に任すという言葉を使っています。確かにそのとおりです。しかし、場合によってはそれも適切ではないということもあり得ると思っております。つまり、民間に任せたらいろんな問題が起こり過ぎる、完全に民間に任せたら。そして、この廃棄物事業は特に、私の考えですけれども、競争経済にはなじまない分野でもある。私だけではなくて、例えば自治労の中でもそういう意見がかなり強いんです。

反面、やはりその中でもリサイクルは今環境ビジネスにもなっておりますし、環境ビジネスをやつぱり私たちは促進すること、民間に任すこともできる。しかし、これをどうやって本当に管理しながら、行政が管理しながら民間に任すことは民間に任す、そして管理することは行政の方で、一つのアイデアは、もちろん市町村が廃棄物の処理を委託した場合でも、やはりリサイクルや最終処分までの適正処理の責任が何といつても市町村にあるべきと私は思います。今、さっきからも問題になっているような、余りにも任し過ぎるとその不適正処分あるいは悪質な不法投棄が後を絶たないということになります。

そこで、さっきちょっと最初に触れましたように、この廃棄物処理法が今回も改正されて、その中でもやはりどの部分を民間に任すか、どの程度

は行政がこれからもやるべきか、かなりその改正ごとに問題になったということ。ちょっとそれを調べてみました。

一番最初はもう三十年前に、一九七〇年では、改正されたときは、一番大きな改正というのは一般廃棄物と産業廃棄物に二分されたというのがそのときの改正ですね。民間中心に行くようになったと書いてあります。しかし、そのときは排出責任が徹底していなかった、あしまいだっただからそれは不十分であったんだから、その廃棄物業者の過当競争が起って、そして悪質な問題が起ったということ、その結果、さつきもありましたように国民の不信が非常に高くなったということですね。

その後の次の改正はずっと後ですね、一九九一年にあった。そのときは官民による第三セクターという、特にこの廃棄物処理センターができるようになったと、そういうことを私も読んでいます。しかし、そのときもやはり規制が厳しくてその設置はなかなかうまくいかなかったということがあったかと思えます。そして、そのときには、やはりそのことでもこの不法投棄が増えて、私もちょうどそのころ湯河原の町議になったころですけども、このダイオキシンの問題が非常にそういう処理施設では騒ぐようになったということですね。

そういうこともあって、今度は六年先、一九九七年にはまた改正が行われた。そのときに特に最終処分場のグレードアップとか環境アセスメントの義務付けとかが起ったわけですね。情報公開とかもつと以前よりはつと聞きよくなったとか、透明性が高まったということ。でも、これにもいろいろなそういう評価の中では逆効果があつて、今度は余りにも、最初から透明性が余りにも強くなったんだからなおさら新しい処理施設を、処分場とかを見付けられないこと。で、また行き詰まったということ。それで、さつきもあつたように、二〇〇〇年には今度は廃棄物処理

センターができるようになって、その中の大きな変化というのは一般廃棄物、産業廃棄物は共同処理できるようになった。で、ここでは公共の関与が更にまた評価されたということ。こういういろいろな歴史をたどってみると、今度の法案でもやはり今度この行政の権限というのは増えたということですね。

こういうことを全部背景に、ここで大臣に聞きたいのは、民間にできることは民間に任すという総理の方針をこの廃棄物事業に当てることについて、大臣はどういうふうに考えているんでしょうか。お願いします。

○国務大臣(鈴木俊一) ツルネン先生からいろいろ今までの経緯も含めて御指摘があつたわけでありますが、まず現状をお話をさせていただきたいと思えますけれども、廃棄物処理法におきまして、市町村は自らその一般廃棄物処理計画というものを立てて、そして区域内の一般廃棄物を処理する、そういうような責任を課せられているわけでありまして、そこで一般廃棄物のこの処理に関する民間業者への活用でございますけれども、これにつきまして、従来から廃棄物処理法におきまして市町村の処理責任の下、市町村から民間業者への委託及び一定の要件を満たした民間企業への許可を行うことが可能であつたわけでありまして、現状、どうなっているかということも申し上げますと、例えばごみの収集量で見ますと、ここ十年間で民間業者によって収集される量の割合、これは五〇ないし六〇％に増加をしているというような状況であります。

そういう中で、先生御指摘でございましたが、小泉内閣では地方でできるものは地方で、民間でできるものは民間でという考えがございますが、昨年の十二月に総合規制改革会議というものがございまして、その答申におきまして、一般廃棄物の処理における民間委託、PFI手法の導入等を進めるための環境整備を図って、さらに業務委託を拡大していくべきだということ、そういう総合規制改革会議の答申があつたわけでありまして、

このことと、さちつと一般廃棄物を処理するこの兼ね合いであるわけでありまして、環境省としては、そういう答申を受けまして一般廃棄物の処理における民間参入が進むよう環境整備に取り組みすることとしておりますが、併せてやはり市町村に課せられておられる処理責任というものがあつてありますから、それが十分に果たされないような不安な民間委託がなされてはならないわけでありまして、そういう点にも留意をしておきたいと思つております。

○ツルネンマルティ君 今、大臣の話にもありましたが、うまいかというときも度々ありますから、民間に任す、委託するときのどの程度その責任を地方自治体が果たすことができるか。

ちなみに、私の母国フィンランドではほとんど一般廃棄物の処理が第三セクターのような、ある意味で企業という会社があるんです。その大半の株を持つているのは地方自治体です。七割ぐらいだと思つておられますけれども、それが本当に独立して全部をやっているんです。だから、この第三セクターというのにもいろいろな試みありますけれども、フィンランドの方ではこれはかなりうまくいっていること、私はこの前に、去年は視察に行つて聞いたことです。

ここで、さらに三番目の質問では、今度飯島部長の方にお聞きしたいんですけれども、やはり今に關連して市町村の責任をどういうふうにするかは定義するか、それに関連して質問をします。今の改正案の中では、事業者が一般の廃棄物の処理を委託する場合の基準等の創設に關連することですけれども、その中で、概要の中ではこういう言葉が書いてあります。

事業者が一般廃棄物の処理を委託する場合の基準を決めるとともに、措置命令の対象者として基準に違反した委託業者を加えることとする、これは今の改正の一つです。この委託業者の責任が明確になったことは、これは非常にいいことで高く評価できると思つております。

そこで、ちよつと私はこの基準という言葉の意味を、ちよつと質問には用意しませんでしたけれども、政令で定める基準の内容について、恐らくまだその整理ができていない、法律はまだ通っていないんですけれども、恐らくもうそれ準備していますから、どのような基準にそれはなるんでしょうか。ちよつと簡単に細かなことをお願いしたいと思つております。

○政府参考人(飯島孝君) 具体的な、一般廃棄物の委託基準を具体的にどうするかということでございますが、この政令で決めるということでは検討をしております、また関係者ともいろいろ御相談をしております。

例えばそういう、当たり前といえども当たり前なんですが、委託する相手が業の許可を持っているわけですね、処理業の許可を。その許可の中身として、要するに、事業の範囲に実際に委託しようとする処理の物が含まれていること、例えばもつと簡単に言いますと、生ごみの許可を持っている人に、要するに汚泥とか紙くずを委託はできないわけ、当たり前なんですけれども、その事業の範囲と自分が委託をしなければいけないものとをきちんと合うようにすることか、こういうことが委託の基準として必要になると思つておられます。

例えば、これも検討中ですが、契約ですね、契約をきちんと取っておくこととか、そういうことについて、現在これ、一般廃棄物の排出事業者に対する委託基準ですから、非常に中小の方にも、先ほどの質疑のときにありましたように非常に中小の事業者の方もいらっしゃるわけでございますので、そうした負担も考えながら検討をしていくところでございます。

○ツルネンマルティ君 もちろんまだ検討中ですが、その具体的な内容は後で出てくると思つておられますけれども、分かりやすいはつきりした基準になることを期待いたします、そして、もちろん今度はその従わない場合は、違反になった場合はどうするかということも出てきます。

このことについてこの法制案の中では、これは第六条に關係あることにこういふふう書いてありますね。この要綱の二ページのところに書いてありますけれども、「事業者は、その一般廃棄物の処理を他人に委託しようとする場合には、一般廃棄物処理業者等に委託しなければならぬこととする」とも、「ここ、今度ここでこの基準のこと出ますね、「政令で定める基準に従わなければならないこととする」。で、どういふものになるかまだはっきり分かりませんが、これは事業者に対する基準であります。

私は聞きたいのは、もしこの政令で定める基準に市町村が違反したときは責任はだれにあるか、だれの責任になるか、これについては是非答弁をお願いします。

○政府参考人(飯島孝君) 市町村が委託した場合でございますが、当然のことながら処理責任は市町村にございます。

○ツルネンマルティ君 いや、でも今度は違反した場合はどういふ措置というんですか、これは事業者だつたら勧告とかいふことはあり得るんですけれども、市町村に対して、例えば環境省の方から何か違反した場合はそういうことは考えていますか、関連して。

○政府参考人(飯島孝君) 廃棄物処理法では、市町村が一般廃棄物処理計画を策定して、それに基づいて一般廃棄物を処理する責任を負わせておりますので、普通の民間事業者と同じ扱いにはしていません。法的にもそういうことで、ですから、市町村が委託基準に違反した場合には罰則がないじゃないかと、そういう話になるわけでございますが、当然ながら市町村は処理責任があるわけでございますので、市町村が委託基準に違反してそのままでは、当然国として委託基準の違反の是正がなされるような地方自治法などに基づく措置を講じて指導をしていくこととしております。

○政府参考人(飯島孝君) 今、地方自治法に基づく措置を講じていくこととしておりますとお答えしましたが、これは地方自治法に基づきましてまづいろいろなレベルがございまして、国は、法令に違反した、地方公共団体が法令に違反したと思われるときに、まず助言あるいは勧告、こういったものができます。さらに、資料の提出の要求ができます。そして、それでも直らない場合は正の要求ができると、こういう仕組みでございまして、裁判所に訴えるという事は予定はされてお正を図っていきたく思っています。

○ツルネンマルティ君 私はなぜこういうことをしつこく聞くかという、これもやはり西洋では、西洋といつても私はフィンランド以外のことは余り知らないんですけれども、この市町村の法律に従わないという関係と、それに中央がどういふふうな対応するかという、恐らく考え方としては、中央はその法律を、中央で作られた、国会で作られた法律を地方自治体を守るか守らないか、これを監視しないのが基本です。監視しているのは市民ですね。市民が、いやこれは十分にそういう法律はあるんですけれども守らないんだから市民が訴えるんです。フィンランドでは地方自治体に対するそういう告訴というのは頻りに行っているんです。これはちょっとどっちの方がいいか私も分らないんですけれども、かなり国はもう、地方自治には法律はありますけれども、それをもう完全に任せているんです。それは後には市民とその地方自治体の関係になつていかなり、これは多分西洋ではかの国でも考え方としては同じになると思います。

そこで、私の四番目の質問は、今の法律案、改正案では、この調査権限の拡充が非常に大きなことですね。これを地方自治体も、あるいは公共団体が、何ていうか、立入検査権限も入るわけですね。そのときは当然この担当職員が足りるかどうかが問題が出てきますね。廃棄物の疑いのあ

るものに対して今度調査権限があつて、そして、これはいいことで一歩前進でありますけれども、その業務を担当する職員を始め産業廃棄物担当の職員を大幅に増員しないとこれは意味がない。これもどつちかという、私はこの前に、自治労の方ではこういうことは非常に心配されているということでもあります。

そして、これは衆議院では附帯決議にもこういう項目が加えられていますね。附帯決議に、衆議院の附帯決議にはこのことについてこういふふう書いてあります。「廃棄物の不法投棄等を防止するため、地方公共団体の担当職員や地方に配置する環境省職員の増員等、体制整備に努めること。」と書いてありますね。当然、不法投棄が発見したときは、その行為者がだれであるかにか特定できないんだから、それを調べるのにはやはり職員がどうしても必要です。このような立入検査の拡充による担当職員の増員が必要と言われていますが、これに対する答弁をお願いします。

○政府参考人(飯島孝君) 今、ツルネン委員の御質問の報告徴収や立入検査権限の拡充につきまして、衆議院の附帯決議でも増員、体制整備に努めることという決議をいただいているところでございますが、これまで、まず地方の産業廃棄物の担当の職員でございまして、平成九年と平成十三年度の人数がございまして、総人数だと大体三千二百二十五人ということで、これは四年前に比べて三百人弱しか増えていないようなんですが、実は中身は相当変わっております、専任職員、これは専任職員と兼任職員の合計なんです、専任職員の数が一・五倍に増えております。産業廃棄物行政を専任にする職員が現在千四百四十人余りいるわけでございます。

また、特に警察との連携というのも非常に大事な話で、何度かこの委員会でもそういう御議論があつたところでございますが、十四年度現在、全都道府県に警察からの出向者を受け入れておられて、全国で百四十九人、全都道府県を含めて百

四十九人、警察からの出向者がいるところでございます。

環境省の組織でございます、今度新たに国としての報告徴収、立入検査権ができたわけでございますが、地方組織といたしまして平成十三年から全国九ブロックに地方環境対策調査官事務所というのを置いております。これを始め、逐次人員が増えてきています。これを始め、今年度中には八十九人が定員の数になる予定でございます。

いづれにいたしましても、ツルネン委員御指摘のとおり、これまで以上に国と地方が一体となつてこういった報告徴収や立入検査を行っていく必要があると思っておりますので、必要な職員数が確保されるよう、今後とも地方公共団体のみならず総務省、これは職員の数の算定根拠を作りますので、総務省に十分この重要性について、附帯決議もございまして、説明をした上で、また地方環境対策調査官、国の職員につきまして確保できるよう、最大限の努力をしたいと思いますと思っております。

○ツルネンマルティ君 もちろんこういう職員を増やす、これももちろんケース・バイ・ケースですけれども、全体の構造改革、あるいは公務員の数を減らすというのも一つの方向で、だから、恐らくこれもトータルで増えるというよりも、もつとウエイトが必要なんだろうというところだと思っております。

さつきも不法投棄のところ、不法投棄の防止のためには恐らくパトロールもこれから増えると思えます、警察の連携ももちろん非常に必要ですけれども、そうするとこれは、パトロールというのは夜間の勤務、業務にもなつたりしますね、あるいは短期間の勤務になったり。なかなかフルタイムの人を雇う予算もないかもしれませんから、こういうところにいゆるシルバリー事業という、定年者の、シルバリーというんですか、シルバリー事業ではいろいろな仕事を定年者がやっている、バイトのような感じで。こういうパトロールとかには、

そういうことは、これもまだ質問には提出しませんが、シルバー事業の協力は、これも考えているでしょうか。あるいは、それに対してどういふふうな考えを持っているのでしょうか。

○政府参考人(飯島孝君) いわゆる不法投棄等不適正処理の監視、非常に重要でございます。職員自らが行う場合もございますし、いろいろなボランティアの方々の協力をいたしまして現実に行っているところでございます。これもここ数年の間に倍増しているところでございます。

それがシルバーの方かお若い方かというその判別はしておりませんが、例えば警察も、現職の出向だけじゃなくてOBの方を嘱託として各地方公共団体が雇い上げてまして、そしてこういった監視業務をしていただいたり、またボランティアの形で、これはシルバーの方も含めてだと思っておりますけれども、その監視の協力をいただいているところでございまして、これに対しては環境省からも補助金の形で支援を行っているところでございます。

○ツルネンマルティ君 やはり、いろんな工夫をしながら、もっともっとその任務ができるように、もちろん今ボランティアという言葉もありましたから、環境NGOも恐らく大きくここでそういう活躍も、協力も可能だと思っております。

それは今はそのくらいにしておいて、ここで再び副大臣の方に、一般廃棄物と産業廃棄物の、私は区別と書きましても、本当はこれは区分という言葉の方が適切じゃないかなと後で気が付いたんですけれども、この区分について、ちょっと少し最初私に、背景を説明した後、それに対する意見を願いたいと思っております。

私たち環境委員会が五月の十五日には視察に行きました。非常にすばらしいことを私たちは学ぶことができました。その中で一つ、私はすばらしいなと思って、新しい発見というか、国立環境研究所の中の循環型社会形成推進・廃棄物研究センターで、スライドというかパワーポイントでスラ

イドを見ました。その中で廃棄物、一般廃棄物と産業廃棄物の区分というか、についての面白いデータがありました。

このデータというのは、直接、その区分ではなくて最終需要から見た産業廃棄物の排出構造分析の例ですね。その中で、家庭に関する、家庭で消費する物質、サービスの生産のために排出される産業廃棄物は全体の廃棄物の中でのかなりの割合というデータがありました。で、三二%、全体の産業廃棄物の中で、もちろん家庭から出るんじゃないんで、家庭のために作っている、結果としては家庭が生む産業廃棄物ですね。これは、その家庭から排出する一般廃棄物の中のその量に比べてと何とその三倍があるんですね。これは一つの例で、やはりこのボーダーラインというのは、何が一般廃棄物か何が産業廃棄物かを、一つの例です。

それよりもっと今日は私は大きな問題であると思うのは、私は今、手に持っているのは、全国産業廃棄物連合会のこの廃棄物、産業廃棄物と一般廃棄物をどんなにこれを本当に区分するのは難しいか、その関係者たちでも、担当者にとっても分かりにくい面が、いろんなことがこの中で提起されているので、これをちょっと説明してから、それに対する答弁をお願いします。

さつきも、これは少し山下議員の質問の中にもありましたけれども、このような分析は余りなかったんですね。全体としては、今法律であるいは法令で十九品目は産業廃棄物になっているんですね。すべてのその十九品目以外のものは全部一般廃棄物になっているんですね。

でも、その中でも、さつきはこれはありましたが、例えば、恐らく家庭のパソコンとかそういうものでは、似ているものでありますけれども、その特性によつては産業廃棄物になったり一般の廃棄物になったりすることもあるんですね。

この中で更に彼らが、この連合会が提起しているのは、例えば一般廃棄物の区分をされている中で、家庭からの菜園の廃棄物になった農薬とか殺

虫剤とか、あるいは在宅の医療の注射器とか紙のおむつとか、こういうのは本当にもう一般廃棄物で扱っていくという面がありますから、こういうのも困りますと連合会が言っています。

こういふことを背景にして、この今の区分について、まず副大臣の答弁をお願いします。

○副大臣(弘友和夫君) 廃棄物の区分の仕方というのはいろいろな考え方があると思っておりますけれども、御承知のように、現在は今御指摘のように産業廃棄物と一般廃棄物。それで、産業廃棄物につきましては、汚染者負担原則の観点から排出事業者に処理責任を負わせるべきものということで十九品目指定して、それ以外は一般廃棄物になっているというのが現状でございます。

ただ、今お話しのように、じゃ、いろいろな同じようなものが家庭から出れば一般で、事業系から出れば産業廃棄物だとかいうことはございまして、その処理責任に着目をして、今、ややけれども、事業系一般廃棄物とされているものが非常に難しいわけですから、だから、処理責任というに着目した廃棄物の区分ということで、昨年の十一月に中央環境審議会から、排出事業者の処理責任の徹底という観点からは、現在の事業系一般廃棄物を産業廃棄物と合わせて事業系廃棄物として区分することも方向性としては考えられるという御指摘もありました。

しかし、その中で、先ほど来論議がありますけれども、現在、産業廃棄物につきましては、処理施設が不足している、また不法投棄が多発している、こういう産業廃棄物の世界が非常に不法投棄等、今問題になっておりますし、そういうことがあります。先ほど、一般廃棄物につきましてはそういう事例が余り見られないという現状から考えましたら、市町村の処理責任の下で排出事業者の責任を強化することも考えられるという意見具申をいただいたところございまして、これを踏まえて、今回の改正案におきましては、廃棄物の区分そのものにつきましては見直しは行わないものの、やはり事業系一般廃棄物の排出事業者の

責任を強化する観点から、委託基準は、先ほどありました委託基準を新たに設けることにしております。

また、事業系一般廃棄物のうち市町村責任の下で適正な処理が円滑に行われているとは言い難いものというのがあると思っておりますけれども、それは、その実態等を踏まえまして、今後必要に応じてそれを産業廃棄物に移行させるということも検討したいというふうにご考えているところでございまして。

○ツルネンマルティ君 今答弁がありましたように、今回はその区分の見直しを行わないということになってはいるんですね。

参考までには、私さつき言ったような廃棄物連合会が、自分たちの方では解決策までも、提案までもしているんですね。これはかなり分かりやすい区分見直しではあると私は思います。こういうふうにしてありますね。現行の産業廃棄物と一般廃棄物の区分を撤廃した上で、家庭から排出される廃棄物とそれ以外の廃棄物に区分する、つまり、家庭から出るものは全部一般廃棄物、それ以外は全部産業廃棄物というふうにして書いてあります。その処分責任をそれぞれ自治体とその排出者が負うことは原則になるんですけれども、さつきは、ボーダーラインがありますけれども、こういうふうには、家庭から出るものは全部一般廃棄物、そして、そうじゃないものは全部、事務のものも全部産業廃棄物、こういう提案に対してはちょっと意見をお願いします。

○副大臣(弘友和夫君) 先ほどお答えさせていただきましたように、そういう考えもあると思うんですけれども、じゃ現状、それを、家庭から出る以外のものは産業廃棄物という処理責任を全部負わせるということになりますと、非常に今はさつきとある意味では処理されているところがないが、投棄等が非常に増大するというおそれも、これは考えられるというふうにご考慮を。

ですから、市町村の責任の下に、今でも一般廃棄物全部を、じゃ、市町村が受け入れているとい

うわけではございません。計画をきちつと立てて、これについてはこういうふうな処理してくださいという、事業者ごとに要請をしているわけですから、ですから、そういう、そこら辺を強化していく方が現実には合っているんじゃないかなと。家庭から出るもの以外は全部産業廃棄物だということになりますと非常に難しい、現状よりもっとやはりひどい状態になるんじゃないかというおそれがやはり現在ではあるというふうな考えでおります。

○ツルネンマルティ君 私もこういう質問をするのは、もちろん私も、そのメリットとデメリットを考えるとどっちの方がいいかということ、私に分かるというよりも、そういう現場の声が、こういう声もありますから、それに対して環境省は今の段階ではどういうお考えを持っているかという、そういう意味での質問でした。

今度、次は飯島部長の方にお話ししたいと思っておりますけれども、この改正案の中では、同様の性状を有する産業廃棄物の処理施設の設置許可の合理化が行われておりますね。これも非常に意味ではないことだと私も思っています。

その中で、まずちょっと言葉の定義について説明をしていただきたいんですけども、同様の性状を有する一般廃棄物を産業廃棄物と同様の方法で処理する産業廃棄物施設については、届けにより一般廃棄物処理施設の許可を不要とするということですね。この同様の性状と同様の方法というのは、これは例えばどのような廃棄物を想定しているんですか。

○政府参考人(飯島孝君) この施設許可の合理化の考え方でございますが、これは、これまで製造事業者等からの要望が多かった話があつたかになつておりました、例えば、これから廃パソコンあるいはスプリングマットレス、こういったものについてリサイクルの事業が始まろうとしているわけでございますけれども、こういったものにつきましては、製造事業者が責任を持って、自ら販売したマットレスが、これが家庭から出ますと一

般廃棄物ですが、病院から出ますと産業廃棄物になつてしまふ。パソコンも、家庭で使っているパソコンが産業廃棄物になれば一般廃棄物ですが、オフィスで使っているパソコンは産業廃棄物になるということ、全く同じものが使われる場所が変わってくる、こういったものを想定しております、こういったものについて製造事業者が責任を持ってリサイクルをしていく段階でこういう要望があつたわけでございますので、こういったものに規制の合理化の措置を取りたいというふうな考えているところでございます。

○ツルネンマルティ君 その点は分かりました。ここでもやはり私は、現場の声としては、自治労の考え方は、同じ施設では許可は一つでいいということになりますね。彼らの一つの懸念というのは、こういう言葉で表れています。この問題は、一般廃棄物と産業廃棄物の垣根を取るものである。現行の産業廃棄物処理施設は一般廃棄物処理施設の方が産業廃棄物処理施設より整備されておる、産業廃棄物処理施設について整備を早急に行うべきであると言っていますね。だから、余りにも混ざるといふことは、私の解釈ではどうかかと。自治労の方ではそういう懸念もあるということですね。

ここからこれに関連する質問になります。だから、こういう考え方を、同様の性状を有する産業廃棄物について、一般廃棄物、産業廃棄物の区分を、彼らの考えですね、重視し、省令などでの指定を厳格にするべきであるという声もありませんから、このような声に対しては環境省の方では、飯島部長にお願いします。

○政府参考人(飯島孝君) 今、委員がおっしゃった御懸念ということは私も承知をしております。ただ、実際に施設整備が、レベルがどちらが進んでいるかというお話しなんです、基本的に一般廃棄物の処理施設というのは、家庭から出る雑多なごみを一緒にまとめて処理する。だから焼却炉でも、どんなごみでも全部一緒にできるような、

そういう仕組みになっていきます。それに対して、産業廃棄物の処理施設、全体の整備が遅れているかもしれないが、先ほど申し上げました製造事業者が責任を持ってこれからリサイクルをしていくというふうな施設につきましては、その事業者ごとに産業廃棄物の種類に応じて処理する、こういったものになるわけですね。パソコンならパソコンの専門の処理施設ということになるわけでございますので、そういう意味では産業廃棄物の施設の許可を持っている者は一般廃棄物についてはそのまま受け入れてもいいようにしようということ、省令などで、実際に同様の性状のもの、同様の性状の施設等につきましては、今、委員がおっしゃったように、ある意味ではきちんと厳格に実態を踏まえた上で、厳格に規定をしていきたいというふうな考えでおります。

○ツルネンマルティ君 こういうのも、実際にはこれからやってみるうちには、互いに現場の声と環境省の計画がうまく合うようにこれからなる必要が当然あると思います。

そこで、もうちょっと考え方としては環境大臣の方に質問させていただきます。さつきも少し質問がありましたけれども、産業廃棄物の課税についてのことですけれども、これも環境新聞の五月十四日の記事では、環境省の方ではこれの検討会もやっている、行われている、そして年末をめぐりに議論を取りまとめる方針というふうなこの新聞の記事には書いてありました。

あるいはその記事の中には、三重県が既に行われている、県外から持ち込まれる産業廃棄物に対して排出者に課税している、そのメリットとデメリットとか、その検討会の中では、これを今度各地方自治体にあるいは県レベルにゆだねるか、もつと全国一斉で導入することか、こういう問題はまだまだなかなかまとまっていけないようですけれども、その税収入のこれは、目的はごみの減少化であるか、あるいは別ですね。

さらに、その検討会の問題の中では、懸念されているということ、余りにも課税すると、今度

海外に流出するおそれも出てくるか、あるいは税金というのは本来は、強制的でとか無償でとか、収入を目的にしないと駄目ですとか、そういう三条件があるとか。しかし、これは外国の例を見ると、いろんな、それじゃない、そういう条件を満たさない産業廃棄物の環境税もあります。あるいは、税金は罰金では絶対よくない。

○国務大臣(鈴木俊一君) 産業廃棄物税についても、今の段階では、大臣はこのような産業廃棄物の税の導入についてどういうふうな考えを持っているでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 産業廃棄物税については、先ほど山下先生の御質問に、また今ツルネン先生から御質問の中でいろいろ、正に我々が持っておりますと同じ認識を質問の中でも述べられたわけでありまして、この産業廃棄物税につきましてはいろいろ議論が今あるわけでありまして、いまだにこの政策的な評価というものは定まっていないう状況にあると、そういうふうな思っております。

先生の質問の中でも御指摘がございましたが、これを全国的に導入を進めていったらいいのかわ、それとも地方自治体、公共団体ごとに進めたいのかという議論もございまして、これはそれぞればらばらにやりますと、ある地域から産業廃棄物を締め出したり、あるいは流入を阻害するということ、全国的に進めたいという、そういう観点に立ちますと、全国的に進めたいということになります。

それから、課税をすることによってこれがリサイクルなどの減量化につながるのではないかと、意見もあつたが、また一方において、課税逃れのために不法投棄に走るのではないかと、そういう考えもあつたが、正にいろいろ議論があると、こういうことだと思つております。

しかし、これは仕組みによっては有意義な政策手段に位置付けることができるのではないかと、私も思っています。税金を産業廃棄物行政に充てて、例えば監視、指導の強化でありますとか、リサイクルによる減量化の促進、処理業者の有料化の促進というようなことが期待できますし、また副次的に廃棄物の発生抑制、それから最終処分量の減量化にもつながり得るということでございますので、その位置付けをどうするか、仕組みによっては新たな有力な政策手段になるという認識であります。

したがって、先生からも御指摘がございましたけれども、本年一月から廃棄物行政と政策手段としての税の在り方に関する懇談会、各般の方にお集まりをいただいて開催しているわけでありまして、ここで議論をいたしまして、この産廃税、新しい政策手段としてどのように位置付けて、どのように対応していったらいいのか。ここでの議論の結果を踏まえた上で、環境省として対応をどうしていくべきか、判断をまいりたいと思っております。

○ツルネンマルティ君 確認ですけれども、やはり今言われているように、どういう形でこれを実施することができるか、もちろんまだはつきり分からない面が多いですけれども、方向性としては環境省の方でやはり産廃税を導入するという方向で動いているんですか。

○国務大臣(鈴木俊一君) その辺を今正に議論をさせていただいている。両面の評価があるものがございますので、その辺は懇談会の検討をよく見た上で判断をさせていただきたいと思っております。

○ツルネンマルティ君 分かりました。次にもやはり環境大臣の意見を聞きたい。その前に、ちょっとこの背景を説明させていただきます。

このごみ収集が、一般廃棄物の場合ですね、日本ではほとんど地方自治体が行われているときは、各道にはごみステーション、名前はいろんな

のありますけれども、そこに家庭から運ばれて、袋とかバケツとかいろいろなやり方で持っていくんですね。そこからは今度、収集車、車で集めるんですね。そこから、ごみステーションから車に乗せる作業は、日本では恐らくほとんど手作業ですね。これは本当にやっている人たちにとっても大変なことです。

私も湯河原の町議のときは、体験としては三日間、そういうごみ収集車の作業のみならず一緒に朝から夜までそれを見てみたんです。湯河原はちょうど八月の一番暑いときで、旅館がたくさんあります。その旅館から集めた、小さい旅館が全部町に任せているんですけれども、ごみ袋の三分の一くらいはもう水であって、二日に一遍集める、だからもう臭くて、ハエも一杯だし、だからもう本当にマスクを付けないと絶対できないような、それを毎日やっている人たちは本当に大変だなと思っていました。

彼らの話を聞くと、その中にいろいろなものを混ぜて入れるんです。例えばスプレーなんかの空っぽあるという、それを機械でつぶして入れるんだから、ぱつとそれは爆発したりとか、けがする時もあるんです。

これは私は、もう湯河原の町議のときも一般質問ではこれを問題にしましたけれども、なぜそういうふうになっているか、私も分からないことはいないですけれども、これもちょっと、母国フィンランド、あるいはアメリカでも生活したことがあるんですけれども、こういう手作業は私が行ったところではほとんどないですね。全部機械化されているんです。各ごみステーションというか、ごみステーションの大きいのは、フィンランドの場合は一般公園の一角に置いてあるんですね。そこにみんな車で持って行くんですよ、自分の家庭から。そしてコンテナみないのがあるんです。コンテナには非常に簡単に入れるふたがあるんです。そこに入れて、今度収集車が

来ると、そのコンテナをそのまま車に載せるんですね、リフトで。代わりに空っぽのを入れ替え

る、交換するわけですね。そうすると、もう一人の運転手さんが全部この作業はやるんですね。非常に楽にできるということ。

私は、この東京では、今はごみステーションはカラスの問題が非常に大きいんですね。つまり、袋のままでは食べ物があんなからカラスが来るんです。これはフィンランドでもアメリカでも全くないんですよ。つまり、中に入れないうし食べられないということですね。もしこれが機械化されたら、これはもちろんすばらしいことだと思うんですけれども、なぜ手作業になつていくのか。

私は、答えは分かっていると思うんですけれども、なぜこれは日本で手作業に、そしてヨーロッパの方ではこういうふうな機械化されているか、ちょっとこれについて環境大臣のコメントをお願いします。

○国務大臣(鈴木俊一君) 先生から、フィンランドでのごみの収集の仕方、ごみステーションにコンテナを置いて、それを機械で収集するというお話がございましたが、確かにそういうことをすれば、まず衛生面、ごみステーションもより清潔に保たれると思いますし、衛生面の確保はできると思いますし、それからガスボンベの例を言われたいけれども、安全性、こういう面についてもこれは一つのメリットではないか、優れた点ではないかと思えます。

私も、聞いてみましたら、日本でも世田谷の希望ヶ丘団地、八潮団地という、これはもう団地内の極めて限定したところでは何か機械化でやっているというのを聞きましたけれども、しかしこれを全国一律に、一斉に、各市町村で一般的に採用しようとしたら、例えば人口密集地などでコンテナを設置するのに必要なスペースを確保できるかどうか、それが困難な地区もあると思います。それから、コンテナを積載するごみの収集車、これが道路交通の支障になることはあるのか、これが道路交通の支障を考えると、カラスが食べられない状況に何か工夫したら解決できるんじゃないかなと思っております。

そういうふうに、時間が少しまだ残っています

それから、今、日本で多くの市町村が利用しておりますけれども、これはパッカー車というんだそうでありますけれども、積載時にごみをぐっと圧縮する機能があるということでございますので、この圧縮機能のないコンテナを用いた場合と比べますと、例えばごみの積載率が低下して、収集、運搬の効率が悪くなるのではないかと、そういう問題点の指摘もあるわけでありまして。

廃棄物処理法では、各市町村は、この一般廃棄物処理事業を実施するに当たりまして、施設の整備、それから作業方法の改善を図るなどして効率的な運用に努めなければならぬとされているわけでありまして、御指摘のようなコンテナのあれができるかどうか、それぞれ市町村の実情に即した判断によることになると思えますが、地域の実情に即した適切な方法が選択されるということが重要であると考えているところであります。

○ツルネンマルティ君 もちろん、もう既にその答えも出てきたと思えますけれども、湯河原でもやはり町長の答弁は、そういうごみステーションをそういうところに置くところ、コンテナを置くところが狭いところで、特に温泉街ではもう道路にごみステーションを置くしかないということ。これはもちろん、フィンランドは日本と面積は同じで、人口は五百万人ですから、こういうところで土地は幾らでもありますし、あるいは町の、市町村の面積の三割は市が持っているという状況、つまり三割は全部市の土地ですね、公園とか。そうすると、そういうところに幾らでも置くことができるんですね。

湯河原の場合は、あるいは東京の場合はほとんど個人の土地ですから、ごみステーションを置くこととするだけでも文句が出てくるということですね。でも、将来的にはやっぱり東京でもカラスの問題を、コンテナまでならなくても、カラスが生ごみを食べられない状況に何か工夫したら解決できるんじゃないかなと思っております。

けれども、もう食事の時間になりますから、私はここで終わりにしたいと思います。

○委員長(海野徹君) 午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時二十分まで休憩いたします。

午後零時五分休憩

午後一時二十分開会

○委員長(海野徹君) ただいまから環境委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

○高嶋良充君 民主党・新緑風会の高嶋良充でございます。

いただいた質問時間の割にはツルネンさん以上の質問通告を欲張っていたしておりますので、恐れ入りますけれども、答弁については是非簡潔にお願いを申し上げます。

まず最初に、基本的な問題を大臣にお伺いしておきたいというふうに思うんですが、私は、産業廃棄物に対する国民の信用がかなりなくなっているんですけれども、これを回復するには、まず第一に産業廃棄物の実態をできるだけ正確に把握することではないかと。そして、それに基づいて不法投棄と不適正処理の防止、さらには計画的な施設整備を行うことが必要だというふうに思っておるんですけれども、大臣の見解はいかがでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) ただいま高嶋先生から御指摘と同じ認識を持っていらっしゃるようであります。やはり産業廃棄物の実態というものを正確に把握することがこれら不法投棄や不適正処理を防止することにもつながりますし、また必要な施設を計画的に確保する上でこのことが大切であると思っております。

この産業廃棄物の実態の把握でありますけれども、全国の産業廃棄物の全体的、経年的な傾向をつかむ調査、また各都道府県ごとの地域における状況を明らかにする調査、個々の施設における詳細な実態解明など、目的に応じた適切な方法によりましてデータの収集、集計、推計を行うことが適切であると、そのように思っております。

環境省では全国の産業廃棄物の処理の全体的、経年的な傾向を把握する調査を実施しておりますけれども、より精度の高い実態を反映したものとなるように、都道府県の協力も得ながら、調査、推計等の方法も見直していく方針であります。さらに、都道府県に對しても、多量排出事業者の処理の実績の活用あるいは処理業者に対する報告徴収を行って処理実績をできるだけ把握するなど、より一層の実態把握に努めてまいりますように、努めていくように促してまいりたいと考えております。

○高嶋良充君 実態調査がより重要だという認識はお伺いをいたしました。

そこで、産廃の実態を正確に把握するという上では、やっぱり一番前回から導入されておりますマニフェストが大切だということふうに思うんですが、ただ、また後で御質問しますけれども、そのマニフェストの電子化がとりわけうまく機能していないという部分もあるんです。ただ、マニフェストだけに頼るといっては私はやっぱり問題があるというふうに思っています。この実態調査の問題は、一九八一年だったと思うんですけれども、フェニックス法案が審議をされているときに、当時の厚生省は産業廃棄物の実態把握には積極的に取り組むんだと、これはマニフェストが導入される以前からそういうことは言明をされてきたわけですね。

そういう観点からいうと、約もう八一年からですから二十二年たっているわけですが、それでも産廃の実態把握がまだ明確になっていないという状況なんです。この間、どのような努力をされたのか、その点について伺いたいと思います。

○政府参考人(飯島孝君) 高嶋先生が御指摘になりましたように、国として、当時厚生省でございしますが、全国の産業廃棄物の調査を開始したのは一九七五年からでございます。一九八一年のフェニックス法成立前、あるいはその直後におきましては五年に一回の頻度で調査を行っていたものでございます。その後、平成に入りましてから、よりきめ細かいデータ把握を行うということでも、毎年度予算を取りまして、毎年度の実態調査、結果の公表を行うことになりました。

その間、都道府県、保健所設置市の協力を得まして環境省が取りまとめを行ってきているところでございますが、適宜過去のデータとの整合性というものが問題になります。その調査、集計の方法をより確かなものに見直して、データの精度向上を図っているところでございます。

今後とも、都道府県、保健所設置市の協力を得まして、調査、推計の方法を見直しつつ、分かりやすいデータの取りまとめ、公表に努めてまいりたいと思っております。

○高嶋良充君 先ほど、私、マニフェストの問題について申し上げました。マニフェストに関しては採用されているわけですけれども、電子化は一定程度しかできていないということなんです。なぜ、このIT社会を標榜されている、政府自ら標榜されているんですけれども、それなのになかなか電子化が進まないという問題があるんですけれども、そのことはかなり衆議院の方で答弁をされていますから、私の方はそこは今日は追及はいたしませんけれども、しかしIT社会である以上、迅速な実態把握というのは電子化を図ることによって私は可能になってくるのではないかなというふうに思っています。

だから、我が党はマニフェストの電子化によって実態把握を実現していくべきだと、こういうことを要望しているわけですけれども、衆議院の答弁で電子化には当面は限界があると、こういう答弁をされています。

許可業者の実績報告書ぐらいいは電子化をさせるということにすると、効率的かつ迅速な産廃の実態把握ができるのではないかなというふうに私は考えているんですけれども、大臣はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) ただいま先生から御提言のございました許可業者の実績報告、これを電子化することにつきましては、これは廃棄物、産業廃棄物行政の分野におきまして今後取組を進めるべき課題の一つであると、そのように認識をしております。

電子化への対応状況、それから方針、これは都道府県によって異なりますので、そのことを踏まえる必要はありますけれども、許可業者や多量排出事業者からの実績報告について電子化を進めることは行政の効率化、それから業者等の負担の軽減にもつながるといふメリットが考えられますので、都道府県の取組を促してまいりたいと思っております。

○高嶋良充君 是非、電子化の問題も含めて実績報告書の電子化、是非実現の努力をいただきたいというふうに思っています。

そこでもう一点、産廃の過去五年間ぐらいのデータ、私は別途こういう資料を見させていたいただいているんですけれども、それによると、その年度に新設された増量分を加えた残余容量と最終処分量の関係で、年間かなりの量が合わない分があるんです。これは環境省の調査と違うんですけれども、その合わない分がたぶんあると。この産廃の残余容量と最終処分量の関係について環境省としてきちっと精査をすべきではないかなというふうに思っているんですけれども、大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣(鈴木俊一君) 御指摘の点でございますが、環境省で毎年最終処分量、それから最終処分場の残余容量の推計を行っております。最終処分量につきましては、都道府県が行います排出事業者を対象とした産業廃棄物の排出量や最終処分等の状況、処理状況に関する抽出調査、これは都

道府県が行うものでありますが、その結果を基にいたしまして、全国推計をいたしております。それと、これとは別に残余容量につきましては、最終処分場の設置者を対象として、これも都道府県が行う残余容量の調査結果を全国推計をいたしております。

このように、両者は算出方法、それから算出基礎を異にしておりますので、例えばある年の残余容量から最終処分量を引き算して翌年の残余容量と釣り合うかを調べることは必ずしも適当ではないということでもあります。

いずれにいたしましても、冒頭の答弁でもお答えをいたしましたけれども、最終処分の実態をより正確に把握すること、これはもう必要なことでありまして、そのためには排出事業者や中間処理業者からの報告徴収と併せて最終処分場への報告徴収、必要に応じた立入検査による現場確認が適切であると思っております。

また、全国的な排出量等の統計調査におきましても、精度を向上して実態をできるだけ正確に把握したものとすることが必要でありまして、推計や算出の方法等、多面的な調査の方法についても今後とも適宜見直しをして、正確な把握に努めてまいりたいと思っております。

○高嶋良充君 算出方法の環境は、是非、今御答弁をいただいたように、見直しも含めて、やっぱり透明性がきちっと国民に分かるような形で算出をお願いをしたい。そうでないと、残余年数の計算そのものが変わってくるというふうに思っていますので、よろしくお願いをしておきたいと思っております。

次に、産廃の実態を不透明にしている要素として、廃棄物の自社処理、それから収集運搬業者ですね、収集業者の積替えの保管場所の実態等がほとんど把握されていないのではないかと、うふうに思っているんです。

これは環境保全の立場からも廃棄物の自社処理や積替えの保管場所等の実態調査を強化すべきであるというふうに思っているんですが、その点は

いかがなんでしょう。そして、その実態調査を是非強化してもらうためにも、午前中も出ていたけれども、職員を大幅に増員をすべきではないかというふうに思っているんですが、その辺のことも含めて大臣の決意を伺いたいと思っております。

○国務大臣(鈴木俊一君) 産業廃棄物処理の信頼を回復するという点、これはもう喫緊の課題である、そのように認識をいたしております。そして、産業廃棄物の処理実態を把握して適切な対応を図るためにも、報告徴収や立入検査の確かな実施が必要であると、そのように考えております。

今、高嶋先生から特に御指摘がございましたけれども、積替え保管場所、中間処理施設、最終処分場などにおきます産業廃棄物処理の実態の追求、不適正処理の早期発見のために都道府県における立入検査など充実強化をしていかなければならないと、そのように考えております。そのためにも、御指摘のとおり、人的な確保もしていかなければならないと思っております。必要な地方行政の担当職員、これが確保されますように、地方自治体や総務省にも十分説明をしたいと思いますし、また国の、今後緊急の場合には国も立入調査ができることになっておりますという法案でございます。

地方環境対策調査官等、国の職員の確保につきましては、併せて努力をしてまいりたいと思っております。

○高嶋良充君 じゃ次に、若干視点を改めて質問をいたしますが、今回の改正案の検討、約一年ほどずっとやってこられたんですけれども、この審議会でEPR、拡大生産者責任、この制度を導入しようとする。その導入そのものにはほとんど反対意見はなかったというふうには聞いていますけれども、なにも、改正案にはなぜか盛り込まれていない。この理由は一体何なのかということ、衆議院の答弁では、EPRの導入に向けて引き続き検討すると、こういう答弁をされていまして、それはいつごろ具体化がされて、その導入はいつごろになるのか、この点について大臣

の考えをお尋ねしたいと思っております。

○国務大臣(鈴木俊一君) 適正処理困難物にかかわります拡大生産者責任の制度的拡充につきましては、先生御指摘のとおり、この法案に盛り込むべく鋭意検討してきたところでございますけれども、産業界との間、産業界等の関係者との間におきまして、一つは対象とする品目でありまして、か、また製造事業者と市町村との責任分担の在り方などにつきまして十分な合意を得ることができなかったというところでございます。

一方におきまして、廃棄物処理法におきましては、この拡大生産者責任以外にも不法投棄対策など緊急に法律改正を必要とする課題も多くあるわけでありまして、今回、この拡大生産者責任の制度のためだけに法案提出を遅らせることは適当ではないという判断の下で、法律改正に盛り込むことは見送ったところであります。

しかし、この拡大生産者責任の制度的拡充、これにつきましては重要な課題であるということも私も十分認識をしております。引き続きこれは協議をしようというところを、産業界の方もそういう認識を持っているわけでございますので、今後ともこの排出状況、処理実態の把握、それから関係者との議論を行ってまいり、できるだけ早く具体化できるように検討を進めてまいりたいと思っております。

○高嶋良充君 EPRの改正がこれできなかったというところで、現実には、今日も市長村から拒否されて行き場のない廃棄物が不法投棄や不適正処理されようという、そういう現実にあることはもう御承知のとおりなんです。

市町村において処理できない、あるいは市町村が収集しない廃棄物というのは環境省の調べでも七十七品目あると、こういうことですね。もう象徴的に語られるのがボウリングのボールをどこへ持っていくらいいんだと、捨てる場所がないわけですから、市町村も取ってくれない、いろいろなところへ尋ねても、もう家に置いておくしかない。こういうことのようになるわけですから

も、この現実、行き場のない廃棄物を一体どう処理するんだということが求められているわけですから、EPRが改正されなかったわけですから、その間、こういうボウリングのボールも含めてですけれども、処理先やサイクル先を市民の皆さん方に明らかにできる方策というのをやっぱり環境省は示すべきではないかというふうに思っています。その点についてお伺いしたいと思います。

○副大臣(弘友和夫君) ただいま先生御指摘のとおり、また午前中からも御論議がございましたけれども、実際、市町村において処理が困難であったり、また市町村が収集していないという一般廃棄物、今七十七品目というお話がございましたけれども、環境省の調査は二百二十市区町村で二十九品目について調査しましたけれども、九〇%受け入れていないというのが六品目ぐらいございまして、そういう実態があることは十分承知しているわけでございます。

それで、先ほど大臣の御答弁にもございましたように、このEPR制度の導入だとか、それからまた処理業者を育成する市町村の対応をどうするか、また家庭ではどうするかということも含めまして、今後、排出状況、また処理実態の把握を行つた上で、適正な処理体制が構築できますように、順次必要な検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

○高嶋良充君 是非検討は早急にやっていたらいい、その方策を市町村なり市民の方に示していただきたいというふうに、これは御要望しておきたいと思っております。

次に、循環型社会においては最終処分よりもやっぱりリサイクルや中間処理施設を拡充することが重要だというふうに思っているわけですから、循環型社会という観点からとらえた廃棄物処理の基本的な考え方について、副大臣の見解をお伺いしたい。

○副大臣(弘友和夫君) 御指摘のように、本年三月に閣議決定されました循環基本計画におきま

ても、循環型社会の形成を図る上で、廃棄物等の循環的な利用や処分のための施設は不可欠であるとされておまして、この計画の中で、廃棄物の最終処分量の減量、平成十二年度から二十二年度でこれを半減しようという目標としておられます。そういう中で、リサイクル等の中間処理によりましてできるだけ減量化を図った上で最終処分することが基本とされております。このために、施設整備の点におきましては、もちろん最終処分場の確保も必要でございますけれども、最終処分量を減量化することによりリサイクル等の中間処理施設の整備を推進していくことが必要であるというふうに考えております。

○高嶋良充君 じゃ次に、これも若干視点を変えて廃棄物処理の広域化という観点で何点かお尋ねをしたいというふうに思いますが、最近の廃棄物処理施設というのは、ダイオキシンの削減の問題とかあるいは施設をより効率化運営をしなければならぬ等々の観点で、従来の市町村や都道府県単位から非常に広域化の方向に向かっているというふうに思っています。その場合に、都道府県域を越えたブロック単位の施設整備もこれからは必要になってくるのではないかと。

今回の法改正で、都道府県域を越える産廃の処理施設の設置には国もかわりを持っていくようにするんだということでの改正も若干されているわけですが、その辺も含めて、今後、広域化についての方針はどのような考え方を持っておられるのか、お尋ねしたいと思います。

○副大臣(弘友和夫君) 全国的に円滑な処理ができませんように、特に産業廃棄物が大量に発生する大都市圏におきましては、そのブロック内において処理の受皿をできる限り確保するため、関係都道府県市が連携して広域的処理を行うという体制を確保するというのが重要であると考えております。

今御指摘のように、広域的な見地からの調整という国の責務の一環として、国も関係都道府県の検討を支援したり連携が円滑にいくように調整す

る必要があるというふうに考えておりますけれども、施設整備にかかわります国庫補助制度の内容を拡充しまして、平成十三年度より、既に大都市圏におきましては、二つ以上の都道府県が共同で設立する広域的廃棄物処理センターも補助事業の対象事業として追加しております。

さらに、近畿圏におきましても、昨年度、広域的廃棄物処理センターの整備も視野に入れて、近畿の自治体間による検討も環境省として支援したところでございまして、今後とも広域的な廃棄物処理センターの整備等により大都市圏における広域的な処理体制の整備というものを推進してまいりたいというふうに考えております。

○高嶋良充君 広域化の問題で、既に近畿圏においてはフェニックス計画が実施されているのも御承知のとおりです。当初、フェニックス計画というのは全国的に実施をするという、こういう予定だったんですけれども、しかし、二十二年たつた現在、近畿圏しか実施をされていないんですね。

他の地域のフェニックス計画というのは一体どうなつたんだらうかということなんですけれども、その点の現状も含めてお伺いをいたしたいと思います。

○政府参考人(飯島孝君) 高嶋先生御指摘になりましたように、いわゆるフェニックス事業につきましては、厚生省の時代から、近畿圏以外に首都圏、中部圏、北部九州圏、こういったところで協議会を設けて検討がされてきたところでございまして、現在までのところ、近畿圏以外での検討がまとまったところはございません。

特に、首都圏におきましては、昭和五十年代から、フェニックス法が成立したときから事業の実施を国としても強く働き掛けてきたところでございまして、平成十年十一月の首都圏の自治体の首長さんから構成される首都圏サミットにおきまして、その必要性を確認した時点において検討を協議すると、こういう判断がなされて、事実上

凍結されているところでございます。

中部圏、北部九州圏含めまして、今後とも地域の実情に応じて事業実施の可能性を検討する必要があると私も考えておりますので、引き続き努力を払っていきたく思っております。

○高嶋良充君 なぜこのフェニックス計画が進展をしないのかというのを、私は一つの理由があるというふうには思っているんですが、それは、後でできた、廃棄物処理センター構想が出されたんですけれども、この処理センターには一定の条件が整えればモデル的に補助金、国の公的資金が導入できると、こういうことになっているわけですね。しかし、フェニックス計画にはそのような恩典が全くないんだと、これが原因ではないかなというふうには思っているんですけれども。

ただ、近畿圏だけが実施をしているわけですが、これは広域的な廃棄物処理施設を整備するという意味からはかなりやっぱり意義が大きかったというふうには思っています。それで、阪神大震災のときは、このフェニックス計画に震災の瓦れきなんかを全部運び込んだということも含めて、大変重要な役割を果たしたんですね。

そういう観点からいうと、今、この近畿におけるフェニックスが財政的に危機的な状況になっているという現状にもあるんですよ。そういう観点からいうと、処理センターと同じように国の支援を強化すべきではないかというふうに考えるんですけれども、その点についてはいかがですか。

○副大臣(弘友和夫君) 大阪湾のフェニックス計画、センターにつきましては実情等もお聞きしているところでございますけれども、非常にその意味というのか、先駆的にやっていたというよりはよく存じ上げております。こういう中で、循環型基本計画の中で最終処分量の削減を目標に掲げてその実現に努めているところでございますけれども、大阪湾フェニックスセンターにつきましては、適切な施設の延命化、例えば、技術的に許せば安定型を管理型にしているとか、それから料金体系、受入れ基準、受入

れ基準が現状非常に厳しい、そしてまた、料金も周辺に比べて安いみたいな話がございますので、そういう基準の在り方などについてもいろいろ技術的にも国として助言を行ってまいりたいというふうには考えておまして、今、一般廃棄物の施設整備につきましては従来から国庫補助を行っておりますけれども、産業廃棄物については排出事業者責任という観点から現在では財政措置は行っていないという状況でございます。

○高嶋良充君 大臣、今、副大臣からも御答弁がありました。ただ、近畿圏も含めて、広域的な見地からの廃棄物の処理施設整備というのはいくらだんだん進んでくるという状況になっておりますから、広域的な見地から近畿圏のフェニックス、あるいはこの廃棄物処理センターという、補助している部分等々、うまく総合的に政策が、施策が実施できるような、そういう方向も検討していく必要があるんじゃないかというふうに思っているんですが、その点について大臣の考え方を伺っておきたいと思っております。

○国務大臣(鈴木俊一君) フェニックスセンターにかかわる様々な問題でございましてけれども、本年三月、都市再生本部を事務局といたします京阪神圏ゴミゼロ型都市推進協議会、これが近畿圏における廃棄物処理施設の整備構想を取りまとめたところでございます。

この取りまとめにおきましては、最終処分先であります大阪湾フェニックスセンターを中心といたしまして、廃プラスチック、建設廃棄物等について、臨海部の拠点を活用した広域処理を行うための施設整備を推進するということになっておるわけでありまして。

環境省といたしまして、この取りまとめ、これを踏まえまして、各種の施設整備等につきましてこれは支援をしてまいりたいと、そのように考えております。

○高嶋良充君 簡潔な御答弁をいただいて、ツルネンさんが七分ほど時間を残していただいた時間があつたんですけれども、それを使わなくて済み

そうでございます。
最後に、大臣に御要望を申し上げておきたいというふうに思います。

今回の法改正に至るまでの経過は先ほどから申し上げてまいりますが、中央環境審議会の廃棄物・リサイクル部会で十分な議論をされてきて、廃棄物の定義や区分や排出者責任、先ほど申し上げましたEPRなど、基本的な分野で一定の結論が出された意見具申に基づいてこの法改正が行われてきたというふうには理解をされているわけですが、先ほど申し上げましたけれども、算出方法等もきちっと精査をして、産廃の残余容量をきちっと調査をする。

そういう努力を要請をさせていただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○国務大臣(鈴木俊一) 高嶋先生御指摘のとおり、今回の法改正、これは中央環境審議会の意見具申、これを踏まえて行ったものでございます。今後とも、こうした意見具申を踏まえまして、制度改善の努力というものは最善を尽くして継続して努力したいと思っております。

それから、先生から御指摘がございました最終処分量と残余容量の関係につきまして、この実態把握といえますものが産業廃棄物の適正処理の確保、あるいは国民の信頼回復の観点からも重要である、そのとおりの認識を持っておられるわけでございますので、必要な取組を一層努めまして、この最終処分量と残余容量の関係についての実態把握に努めてまいりたいと思っております。

○高嶋良充君 ありがとうございます。
○加藤修一君 公明党の加藤修一でございます。私は、まず、法案審議に入る前に、旧軍の毒ガ

又問題等の関係、要するにこれもある意味で廃棄物問題だと考えられないわけでありまして、例の神奈川県寒川町のさみ縦貫道路建設現場、あるいは平塚市の第二合同庁舎建設工事現場及び茨城県の神栖町飲用井戸汚染など、そういった意味では、最近、こういった面でのいわゆる旧日本軍が製造した毒ガスが原因と見られる健康被害が相次いでいる。

特に、茨城県の神栖町では、幼児を含めて極めて重症な被害状況が明らかになっているというところで、地域全体としてもこういった面については懸念をして、不安がますます高まっているというふうに伺っておりますし、そういった中で、公明党の茨城県本部は四月の二十一日、現地視察を行いました、こういったことを踏まえまして、五月の二十三日に神栖町の砒素汚染による健康被害者の会代表の方々とともに環境省に対して申入れを行ってきた経緯がございます。私友副大臣にも大変お世話になったところでございますが、五月三十日には官房長官にも我々申入れをいたしました、この問題についてきちっとした対応をしていただきたいと思います。

一九七三年の調査によれば、過去、全国十八か所において保管されていた旧日本軍の毒ガス約三千八百七十トン、一部焼却処分を除いて海中投棄された、そういうふうな報告はされているわけなんですけれども、広島県の大久野島や北海道の屈斜路湖など、かなりの箇所において大量に発見されていると。地域住民が深刻な不安をかき立てられているというふうなところがございます。

ただ、政府の対応は、個別案件ごとにやっていると、印象が強いわけでありまして、やはり徹底した調査や原因究明、さらには法的措置、そういったことを含めて被害者救済に対する統一的な対策が強く求められていると、要望を強く受けているところでありまして、こういった面に対して、どういふふうな今後政府が具体的な対応策を打ち出すかということが極めて大事でなかるうか

と、そう思っております。

今日の新聞、読売新聞によりますと、井戸周辺の土砂、これは別の場所から搬入したということ、九六年以降集合住宅に住んでいる、井戸を使用していたのは十二世帯三十三人で、うち、子供を含む十三人に手足の震えや言語障害などの症状が確認されているということ、この委員会でもこういった面についての質問が今まであったわけでありまして、有機砒素の化合物による、それに対する治療方法がまだ確立されていない等々を含めて、また過去に受けた様々な被害、それにかかわる出費の関係を含めて、これは十分対応していく必要があるのではなかるうかと私は思っております。

それで、第一点の質問でありますけれども、被害者の救済の制度についてどういふふうな政府は今現在考えているのか、今後どういふふうな対応をしていこうとしているのか、この点についてよろしくお願いいたします。

○政府参考人(南川秀樹君) 被害者の救済の問題でございます。まず、現在取り組んでおります茨城県神栖町でございますけれども、この問題につきましては、加藤先生から御指摘ございましたように、五月二十一日に官房長官から、この神栖町の飲用井戸汚染についてどうも病人が出てきているということで、治療に要する費用の支給を含めて患者の方々に對する支援策を環境省が検討しろという御指示があったわけでございます。その指示を受けて、現在、取り急ぎ作業をいたしております。

これは、考え方といたしましては、神栖町における幼児を含む健康被害の深刻さにかんがみまして、原因究明と並行して患者の方々への支援策を検討することが必要であるという御判断だということに考えております。現在、それについてどのような形で支援策が打ち出せるか、取り急いで検討をしております。

なお、一般論でございますが、一般論といいますが、なかなかこの問題自身が、有機砒素による

こういった健康影響というのは恐らく初めてだと思っております。また、こういった旧軍絡みと云われておりますけれども、それについても様々でございます。全体的にどうするかということについては、私ども、必ずしも環境省自身が担当もしてやるかどうかは不明確でございます。

私どもとしては、取り急ぎ官房長官から御指示のあった神栖町の被害者救済対策について支援策の取りまとめを大至急行いたいということで作業をいたしておるところでございます。

○加藤修一君 後ほど大臣からも、ちょっと質問通告しておりませんので、質問終わつた後で総括的にどういふふうにお考えかということについてお尋ねしたいと思っておりますけれども。

二点目は、化学兵器禁止条約、この中ではいろいろな定義がありますけれども、老朽化の化学兵器、これは一九二二年以前の関係と、一九二二年以降から一九九六年、この間に作られた化学兵器ということになるんですけども、正に今回の面について原因究明ということがまだ確定されてはおりませんが、全国のあちこちにある毒ガスの関係については、正に老朽化の化学兵器に当たるわけですけれども、これのいわゆる条約に基づいての国内での適正処理ということは当然やらなければいけないと。それと同時に、国内において窓口もやはりどこかに決めなければいけないと。この窓口が決まっていなくてというのが現段階の私は状況でないかなと思っております。

ですから、この適正処理、禁止条約に基づく適正処理の関係と国内の窓口の一本化ということをやったり国内対策としてきちっとやるべきでないかと考えているわけですが、この辺についての見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(南川秀樹君) 条約でございますので、当然ながら公式の窓口は外務省でございます。その外務省を通じてハーグにございます化学兵器禁止機関に通知することが条約上義務付けられておりまして、当然見付ければそのような措置を取ることはいけなくはないかと考えていま

す。
ただし、国内でございますけれども、現在の取組は様々でございます。私どもとしては、今、内閣から指示されております寒川の道路周辺、それから平塚の役所の建物の予定地周辺、それから茨城県神栖町の案件ということでございまして、これについては全体的な、この中で見付かったものについては、当然ながら私どもの方において外務省に、外務省を通して連絡をするということが必要になると思います。

ただ、それ以外につきましては、必ずしも担当は明確ではございませんし、また、私ども自身はこれから四十八年の調査の再調査をやるわけでございますが、そういったことで得られた知見をどうやって生かしていくかについては、今後、内閣官房などとよく相談をしていきたいと考えております。

○加藤修一君 環境汚染問題の関係では、汚染者負担の原則ということが極めて重要な原則として考えられているわけですが、この汚染者負担の原則に基づいて、いわゆる原状の回復をどういうふうに考えるかと。これもまた極めて重要な点でありまして、神栖町について限定して聞くわけでありまして、この辺についてどのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(南川秀樹君) 神栖町は、とにかく今原因究明を急ぎたいと思っております。

具体的には、五月の末から現地での調査を始めております。地主の方の同意を得るのが結構時間がかかります。スタート一か月掛かりましたけれども、ようやく調査始めまして、今月は今問題となっております地域の辺りで二十五本から三十本程度のボーリングをして、その周辺の土壌あるいは地下水を調べたいと思っております。また、その後はさらに、他の汚染が、ある程度汚染があると言われている地域にも更に手を広げてまいりたいと思っておりますし、様々な調査を行ってまいりたいと思っております。その中で、いち早く、できるだけ早く原因究明をしたいと思っております。

ただ、問題は、その場合に、じゃ物が見付かってどうするかということでございますが、仮に旧軍のものが見付かった場合にどうするかについては、必ずしもルールがございません。旧軍のものに、出来事に関します扱いについては、非常に政府自身がデリケートな問題ということで対応をしております。私どもとしても、そういったことについては原因が究明できた段階で内閣官房と相談の上で対応していきたいと考えております。

○加藤修一君 そこで、大臣に質問なんですけれども、デリケートな問題であることは確かだと思っております。先ほど、午前中の大臣の答弁の中に、これ、産廃のいわゆる原状回復、過去の負の遺産を払拭すると、未然防止を行うことであるというふうな、この法案に関連してそういう答弁をいただいたわけなんですけれども、私は改めて考えて質問するわけじゃないんですけれども、一般的にも大臣のおっしゃったことは言える話でないかなと思うんです。

旧軍の問題は確かに旧軍の問題でありますけれども、これは別の角度から見ると、軍事的な面、あるいはあえて言うところ、一廃か産廃かということ、どっちかという産廃に属するものであるというふうな考えられなくもないというふうな考えをいたしますと、この辺の今まで質問した答弁に対しての関係を、午前中答弁された過去の負の遺産を払拭しなければいけないと、そういった面について許せる範囲でお答えをいただければと思っております。

○国務大臣(鈴木俊一君) 産廃特措法に関しまして、過去の負の遺産を掃蕩するという表現をしたわけですが、その表現を今回の話に当てはめるとするならば、これはむしろ、昭和四十八年に行いました全国調査、そのフォロアップをこの際きちとやって、そしてなかなか、もう関係者の方も御高齢になつたり亡くなつた方もあると思っておりますし、しかし、そういう方からの聞き取り、あるいは残された様々な資料、これにつきましては今月、環境省の職員をアメリカに

派遣をいたしました。そして、旧軍の資料をアメリカ軍が持っていた、その資料をも調査しようということも含めて、しっかりとフォロアップをもう一度やろうということでございます。むしろ、そういうことを通じて全体としてのこの負の遺産がきちと整理できるようなフォロアップを充実したものにすることが必要である、それによつて対応すべきものではないかと、そういうふうな思いをしております。

また、様々な対応につきましては、やはりこれはいろいろ個別の事情が微妙に違ふと思っております。寒川町の問題、それから平塚におきましては現物が出てきておる、一方におきましてはこれが、現物が出ていないと、こういうようなこともございますし、また被害を受けた方も、道路工事で被害を受けた方はその工事で受けたということでも、神栖町の方はそういうようなことがない中でどう支援策を考えていこうかということを検討しているわけでありまして、その扱いは個々やばり変わるんだらうかと思っております。しかし、全体としてのものについては四十八年の全国調査のフォロアップをする中できちと対応する必要がありますと、そのように考えております。

○加藤修一君 よろしくお願いたします。それでは次に、見えない廃棄物といいますが、地球温暖化の関係で、CO₂等の温暖化効果ガスの関係で、いわゆるロシアの京都議定書の批准の状況についてなんですけれども、ロシアの経済発展貿易省が三月下旬に、批准でロシアに経済的メリットは生じないと、そういう表現を用いて批准は不要と示唆するような報告書原案をまとめていたことが四月の下旬で明らかになっております。

批准に消極的になったことで今後国内調整に手間取り、批准作業が遅れるのは確実というふうな言われている向きもあるように思いますが、これを受けて、大臣は四月二十五日にパリでロシアの天然資源省のオソキナ次官と会談し、京都議定書の発効にはロシアの速やかな批准が欠かせない

いと、速やかに批准を求めたと聞いておりますけれども。

このオソキナ次官との会合の中でこの件について見解を、改めて報告をお願いしたいということと同時に、このロシア国内の状況、一体どういう状況にそれ以降変わつたところがあるのか、それから京都議定書の年内発効の見通しについては大臣としてはどのようにとらえていらっしゃるのか、その辺についてお願いしたいと思います。

○国務大臣(鈴木俊一君) 京都議定書に対しましては、ロシアがこれを批准すればよいよ発効要件を満たすということでありまして、日本といたしましてはこのロシアの批准というものを従来から強く働き掛けてきたところでありまして、本年の一月の十日にも日ロの首脳会議がロシアでございまして、その際に採択されました日ロ行動計画におきましても、ロシアは京都議定書批准の準備プロセスを前進させることと、そういうふうなことに書かれているわけでありまして。

しかし、先生のお話の、御指摘のとおり、その後ロシア政府内から様々な意見も報道をされ、それを私も承知しているわけでありまして。

先般、G8の環境大臣会議の際にロシアの天然資源省の次官と会談をいたしました。そのときも次官から、ロシア国内におきまして、例えば排出権取引のその価格について産業界あるいは経済学者から非常に異論があるんだという率直なお話もございました。しかし、天然資源省としては批准に向けて努力を継続しているんだと、そういうような話もあつたわけでありまして、そういうロシア政府内からの様々な意見があるということも私も改めて感じたような次第であります。今後のその発効の見通しということでございますが、率直に申し上げまして、現時点でロシアの

批准の時期、これについて私も明確な見通しを持つことはできないわけですが、しかし、いずれにしても日本は京都議定書の早期発効を目指しておるわけであり、そのためにはロシアの批准が不可欠でございますので、今後ともあらゆる機会をとらえましてロシアに対する働き掛けを継続してまいりたいと考えております。

○加藤修一君 是非よろしくお願いをいたします。それでは、不法投棄問題の関係で、青森、岩手の県境の不法投棄について、これが発端になって今回の特措法につながっていると私は理解しているものですから、この問題について少し取り上げたいと思います。

二〇〇二年の五月十一日に、井上義久衆議院議員と風間昶参議院議員が現地視察を行いました、その結果を基にいたしまして、問題全容の徹底説明、原状回復と排出者責任の徹底等々、七項目を当時の大木環境大臣、山下栄一副大臣に申入れを行つていられることなりましたけれども、私も先日五月十二日に現地に行つてまいりました、非常に大きなショックを受けて帰つてきたわけですが、産業界でもこの産業廃棄物の適正処理については極めて重要な問題であるというふうな、積極的に対応している企業はあります。

一生懸命やつていられる企業ほど、実はこの問題というのは青森、岩手、岩手、岩手というふうな業界の中で言われているぐらいに、いわゆる適正処理を求めていると思つていたことが、実は排出者責任を問われるというふうになるケースも間々あるようでありまして、私は今回、国費を使うということも含めて、やはりモラルハザードが生じてはいかないという観点から、これは環境省も十分考えていることだと思つていますが、排出事業者の責任の追及というのにはやはりきちつとやっておかなければいけないというところで、この責任の追及の在り方ということなんでしょうけれども、これについてどういふ手順といふか、内容といふか、この辺について明確に御答弁をお願いしたいと思います。

○政府参考人(飯島孝君) ただいま加藤先生からお話ありました排出事業者責任の追及、具体的に措置命令が掛けられるかどうかということだと思つていますが、大きく分けて三つの観点がございます。一つは、その処理の委託が適正に行われたかどうかという観点でございます。例えば、無許可の業者が収集、運搬や処理を委託していた場合、あるいは委託基準が守られていなかった場合、これがそれに相当します。

二つ目に、マニフェスト、産業廃棄物管理票関係の規制がございます。これにつきましては、管理票を交付しなかつた場合、あるいは管理票に虚偽の記載を行つた場合、こういったことがこれに該当します。

三番目に、いわゆる注意義務違反というジャンルがございます。排出事業者がその廃棄物の発生から最終処分まできちんと情報を管理できていたかどうか、確認できていたかどうかということが挙げられます。これにつきましては、例えば処理基準に適合しない処分が行われた場合とか、あるいは不当に安い価格で契約を結んだ場合とか、そういう条件がございますが、これも措置命令の対象になるわけがございます。

具体的に違反状況があるかどうかのチェックの方法でございますが、まず、これ青森、岩手で現在行つていられるところでございますけれども、処理業者の実績報告書をチェックいたします。また、処理業者、排出事業者に対して、契約書の写しあるいは管理票の写しなどの報告を求め、その内容をチェックいたします。こうしたことを行つていられるわけでございますが、青森、岩手の事案につきましては、現段階で約一万六百社の排出事業者が判明したところでございまして、これらの排出事業者に対して、先ほど申し上げました報告徴収等の手続を行つておりまして、現在までに八割以上の事業者から回答が得られている、まだ回答が得られていない事業者

が残っております。いずれにいたしましても、現在、両県がその排出事業者が存在する当県市の協力を得て、責任を課することができるかどうかについての作業を行っているところでございます。

○加藤修一君 今、一万六百社のお話がありましたが、これ、このうちの中には中央省庁など国の機関が約五十社、それから県など地方自治体が二百五十社ということなんでしょうけれども、これ、措置命令で先ほどの三点ございまして、けれども、それに該当する場合は当然ございまして、県についても明確にやつていかなければいけないと、そういうふうには私は理解しておりますけれども、ということですね。

それで、現段階で約十社の排出事業者の違法性が指摘されていると。それを構成する要因の認定のための基準は何かとすると、先ほどの件になるんじゃないですか。もう少し具体的な説明をいただきたいと思つておられます。

○政府参考人(飯島孝君) 先ほどその責任追及の幾つかの類型について御説明いたしました。御指摘になりました十社の話につきましては、処理委託関係で契約書をチェックした段階で無許可の業者に委託していたことが判明したものでございまして、そういう意味では早く分かつたということでございます。近々、この無許可業者に委託していたケースにつきましては手続を経まして措置命令を掛ける予定ということで、責任いろいろございまして、順番にこれ、順次分かつたものから措置命令を掛けていく必要があると考えているところでございます。

投資根絶に向けて行政、事業者、国民が一体となつた取組を進める必要がある旨指摘されているわけなんですけれども、結果としては、大規模な不法投棄を許してしまつた国の行政責任ということについても指摘をされなければいけないわけですね。

それで、岩手県の県境産業廃棄物不法投棄事案検証結果報告書、その中では、本件事案の本質は法システムに由来する複合的、構造的な欠陥にあると、本件事案がその特殊性、異様性からして不可抗力とも言える事案であつたこと、当時の法システムがそのような事態をおよそ想定して作られたものではなかつたこと、しかし今後も同様な大規模な不法投棄が発生するおそれ否定できない。そういうふうには、要するに国の行政責任にかかわつていられる問題ですよという言い方をしているように私はとらえてしまふんですけれども、要は国の行政責任といふことについてはどうなふうな考え方をすればいいか、その辺についてお尋ねしたいと思つておられます。

○政府参考人(飯島孝君) 確かに、青森、岩手両県におきましては外部評価の委員会を設置して、その中でそのような御指摘があつたことは重々承知しているわけでございます。

ただ、不法投棄それ自体は、これは犯罪でございまして、その責任を負うべき者は、一義的にはその投棄者、実行者であるということ、これは言をまたないわけでございます。そういうものが後を絶たないから行政もしつかりやらなきゃいけないという意味での行政責任のお話であれば、私も甘んじてそれはお受けしなければいけないと思つておりますけれども、これまで青森、岩手両県におきましては、これは県のお話でございますけれども、その対応状況を検証して、外部評価の委員会ですういつた検討結果が出ていられるわけでございますけれども、その前後のことも含めまして、今後、青森、岩手両県から県の責任をどう考えるかということについて

のお話は環境省として報告していただくようお願いしているところでございます。当然のことながら、それを受けた環境省としても、これまでの足りないところにつきましては反省した上で、今回、今のお話と関連しては、廃棄物の疑いがあるものについても立入検査、報告徴収の権限を、この提案している法律でそういう条文を入れているところでございます。この点につきまして、恐らく先ほどの検証委員会のレポートは、疑いのあるものについて入れなかったためにこういうことが起きたのではないかと、こういう御指摘だということに理解しております。反省すべきことは反省して対応していきたいというふうに思っております。

○加藤修一君 県の方の報告書を見ますと、例えば青森県の報告書ですね。これは、行政責任は行政責任でも県レベルの話なんですけれども。県の落ち度、県の落ち度、県の落ち度であるというふうに、落ち度という表現で責任を考えなければいけないという、ちょっともう少し整理した方がいいのかなという思いで読んでいますけれども、岩手県側は、調査が十分でないの法的な意味では厳密さを欠くが、組織責任をもって行政責任とすると。場合によっては行政処分を行うことも考えられるという言い方をされているわけなんですけれども、やはり私はちょっと、青森県は少し柔いなという感じがしております。岩手県は何とかきちんとやっつけていこうという意欲が見られるというふうな考えておられて、県の行政責任について環境省としてはどういうふうな、何らかの指導とか、そういった面についてのアプローチというのはあります。

○政府参考人(飯島孝君) 今回御提案しております産業廃棄物の特別措置法の中で実質措置をしているところがございます。それは、一つには実施計画を策定する段階で、これはもちろん実行者とか排出事業者の責任追及、これを行っていただくことになりまして、あわせて、担当の行政のこれまでの監視あるいは措置の内容についての検

証をしていただく、そのために第三者の評価委員会の結果が使えるだろうと思われているわけがございます。そのことにつきましては、この御提案している特別措置法の基本方針、国が定める基本方針の中で明らかにしようと思われているところがございます。

ただ、その責任の軽重をもってそれをどう反映させるかというのは、やはり再発防止というのが大前提でございます。その責任が非常に重いので、例えば補助をしないとか、そういうところまではこの法律では言及しておりません。ただ、一般的に、もう完全に行政責任が最大、九九%の原因であったというようなことであればそういうことも考えられると思えます。世論がそういうふうにも思いますけれども。

先ほど申し上げましたように、何しろ一番悪いのは、忘れられてはいないと思えますけれども、実行者でございます。この実行者が悪いことをするということは何とか防止するためにこういういろいろな規制、行政の責任の明確化等を図っていかうということでありまして、悪いことをする人間がいなければ、この廃棄物処理の制度がきちんと回っていればこんなことにはならなかったというのをいつも思うわけでございますけれども、そうした中で、県の責任、国の責任ということも真摯に反省していかなければいけないと思っております。

○加藤修一君 不法投棄については全国で一十三百三十四万トン、これ一立米は一トンと換算してですけれども、六百六十九件ありますけれども、今回の特措法の対象になるものは、何件あつて、どのぐらいの量になるんですか。あるいは、その補助率というのはどういうふうな考えたらいいですか。

○政府参考人(飯島孝君) 今、加藤先生が御指摘になったのは、平成十三年六月に環境省が実施した都道府県アンケート調査の結果でございます。そのうち平成十年六月以前に行われた不法投

棄事業につきましては、全国四百三十カ所、量にいたしまして約千百万立方メートルございます。これらすべてこの特別措置法の対象事業になるかどうかにつきましては、実際にその都道府県の判断で、生活環境保全上の問題があるかどうか等について精査をしていただいた上で要請、実施計画が作られるということになるわけでございます。私が、私もといたしましてはできるだけ積極的に取り組んでいただくように基本方針に記載することとしております。

なお、補助率でございますが、有害物質相当につきましては補助率を二分の一にする、かさ上げすることにしておりますし、例えば青森、岩手事案につきましては、その半分以上が有害物質相当というカウントになると考えております。

○加藤修一君 この法案についてはモラルハザードの懸念を指摘する人もいろいろありますけれども、改めてモラルハザードの視点から、この法案に基づいてやった場合には回避策になり得るんだと、その辺についてちょっと整理して御答弁いただけますか。

○政府参考人(飯島孝君) モラルハザードを回避するための措置については十分きちんと取つていかなければいけない、講じていかなければいけないと思っております。先ほどから申し上げております不法投棄の実行者あるいは排出事業者の捨て得を許してはいけません、責任追及を徹底して行う必要があると思っております。

どういう措置を取っているかということでございますが、まずこの御提案しております特別措置法案におきましては、実施計画において、不適正処分の行為者や最終処分までの注意義務を怠つた排出事業者の責任の明確化を図るよう配慮するとして規定を設けておられて、基本方針におきまして国あるいは都道府県との連携について規定をいたしまして、原因者責任の追及をきっちり行っていくこととしております。

また、都道府県の行政責任、繰り返しになります。また、財政的な支援、税金をつぎ込むという、こういった支援を行う前提といたしまして、都道府県が基本方針に即して定める実施計画におきまして、都道府県自らの対応の検証について実施計画で明らかにするよう、これも基本方針でその旨を定める予定としております。

また、行為者あるいは都道府県に対する責任の明確化をきちんと行われるよう、この法案では実施計画の策定に際しまして、地方環境審議会及び関係市町村の意見を聴くとともに、環境大臣に協議していただくと、こういう制度としていこうでございます。

○加藤修一君 十分な担保になることを期待したいと思っております。それで、この両県の県境の不法投棄の問題というのは極めて重大である認識はどなたも持っていると思うんですが、地元の方々と話していると、やはりこういったケースを一つのモデルとしてきちんとしていけるような体制を作っていただきたい。

ちょっと、同じような内容の答弁になるのかもしれませんが、要するにモデルとして考えたときに、じゃ簡素的にどういうふうな整理できるのか。これから全国の様々な不法投棄現場についてこういう面のはめをやっていくわけですから、モデルとしてこういう具体的な意味のあるものになっておられますよという、その辺について簡素的に御説明いただければと思います。

○政府参考人(飯島孝君) 両県の検証委員会の報告及び答申におきましていろいろ論点がございまして、それを八つほど整理して申し上げます。まず、一番目に業者に対する毅然とした態度、二番目に適切な情報収集、三番目に担当職員の見識や感覚の重要性、監視活動の継続性、一貫性の確保、四番目に廃棄物担当部局と他部局、都道府県間相互、国と県、警察との連携強化、五番目に危機管理の徹底と職員研修の改善、六番目に早朝、深夜における監視活動による不法投棄の早期発見、早期対応、七番目に廃棄物処理法に基づく

行政処分等の積極的な公表、八番目に廃棄物処理法の不備を補完する条例の制定、この八番目はいろいろと議論があるかもしれませんが、こういったことがこの報告や答申で挙げられております。

○加藤修一君 非常に分かりやすく拝聴いたしました。それで、次の質問で、これは午前中からも、また先ほども出ていた話でありますけれども、拡大生産者責任の関係でございます。導入に向けた見通しということなんですけれども、先ほどの答弁を聞いておまして、EPRは重要なものである、今後とも協議をしよう、いわゆる議論をしよう。ただ、今議論をしている産業界とも折衝、議論をしている最中なんですけれども、時間的に間に合わなかったところもあるというふう聞いております。

何が一番、これちょっと質問変えちゃうんですけども、何が一番大きな課題になっていると理解しておりますか。この辺について、何らかの考えというか、こういうふうな思っているとかという、そういう点がありましたらばお願いします。

○政府参考人(飯島孝君) また繰り返しの御答弁になるかもしれませんが、これは申し上げておきたい。これまでEPRの考え方については、全体的な、基本的な認識については循環型社会形成推進基本法とかいうところにあるわけですね。具体的には、廃棄物処理法の適正処理困難物制度というものもその萌芽だと思いますし、それからさらに具体的には容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、自動車リサイクル法でいろいろなEPRの細かい仕組みを規定してきているわけです。

今回の改正案で私も中央環境審議会からの意見具申をいたして検討しましたのは、ある意味で汎用性のあるEPRの仕組みを廃棄物処理法で規定できないかと。と申しますのは、容器包装であるとか家電とか自動車という、そういう個々の具体的話であれば、それは物の大きさは別として、個々のそういったリサイクル法で対応できる

わけですけれども、一般論としての汎用性のある仕組みが廃棄物処理法で規定できないかというのが意見具申の考えであり、我々もそれに基づいて検討を行ったわけでございます。

そうした中で汎用性のある仕組みを作るとなると、産業界としても汎用性ということでは具体的な見えないものから、どのぐらい自分たちの負担が掛かるのかとか、どのぐらいの義務が掛かるのかということが見えないわけですね。元々のこの制度を考えたときには、制度上そういう汎用性のある仕組みにして、具体的に品目は政令で指定して、具体的な、例えば製品設計の配慮であるとか引取りとか、そういった具体的な義務につきましては省令レベル、これで決めようという、これが普通の法律の考え方なんですけれども、そういう仕掛けだったものから、逆に個々の産業界については、お話を進んでいるところはイメージが明確になりませんが、まだ全然指定の対象にもなっていないところは自分たちが対象にならなくなったというところか、こういう不安感があったというのが事実だと思います。

ちょっと率直に御答弁し過ぎかもしれませんが、そういうことがあって、この時間内に完全な合意を得るまでに至っていないという事実がございます。そういう意味では引き続き努力を積み重ねていく必要がありますし、経済界、産業界も、それに対してはきちっと、どこまで義務が掛かるのか、何が対象になるかと、分かった上ならきちっとお話ししていただけたらというところで、それが汎用性のある仕組みと考えたものですから、そこがあいまいなことがかえって不安感を醸成してしまつたのではないかと。少し私の個人的な考えが入っているかもしれませんが、そんなふうな考えております。

○加藤修一君 個人的な意見かもしれませんが、環境省のスタッフの発言だと思っております。OECDの提唱、リードに基づくEPRという理解で私おりますけれども、そういった意味での汎用性があるという理解で聞いておりましたけれど、

でも、そういうことでよろしいですか。共有責任者論とかそんなことじゃなくて、元々OECDが提唱しているそれに準じるというか、そういった考え方というところで。

○政府参考人(飯島孝君) OECDが提唱しているガイダンスマニュアルというのは、実は多分、見る方によって理解が違っているんだと思えます、非常に幅広い考え方だと思っております。

私が汎用性と申し上げましたのは、もちろんそういう意味では幅の広い話があるわけでございますが、要するに個々の物質を決めて個々に法律を作っていく、容器包装、家電リサイクル、自動車リサイクル法という形ではなくて、一般的に仕組みを整備して、そして議論が進んでいった段階で品目を政令で指定し、実際の回収義務であるとか製品設計義務であるとかを徐々に決めていくという、こういう意味での汎用性のある仕組みと申し上げたところでございます。

○加藤修一君 それでは次に行きたいと思っておりますけれども、これは聞いた話であり、読んだ話なんですけれども、組織的な不法投棄が行われているというふうな聞いておりますけれども、環境省の報告書で、いわゆる産業廃棄物行政に関する懇談会報告書、平成十四年六月ですけれども、それともう一つ、不法投棄防止及び原状回復に関する懇談会報告書においては、排出事業者の責任が厳しく糾弾されているわけですが、産業界内での問題については余り言及がないように取られても仕方がないのかなと私は思っております。

一石を投じて、収集運搬業者、中間処理業者、最終処分場などの産業界そのものに石を投げる気はないのではと、そういう疑問が出ているというふうな書いてありました。

これはそういうことでないことを折るわけでありませぬけれども、この辺についてはどういうふうな認識をされているでしょうか。いわゆる組織的な犯罪グループ云々とか、そういった面も含めてお願いしたいと思います。

○政府参考人(飯島孝君) 加藤先生御指摘の二つの懇談会報告書、確かにそのようにまとめておりました、排出事業者責任の強化というところを足掛かりにして産業廃棄物の処理の実態を構造改革していこう、こういう考え方で進んでいるわけでございます。

ただ、真ん中にある産業廃棄物処理業者に対する提言がないといいますが、それに対する改善策がないというふうな御指摘があるということですが、現実には不法投棄の実行者がだれであるかということを見ますと、投棄件数も投棄量も最も多いのは排出事業者、それから処理業者といいますが、岩手の事件は二つの大きな許可業者がこういう大規模な不法投棄事件を起こしてしまつたものから、許可業者が悪いやつかい、統計的には、もう許可業者、なしではございません、もちろんいまでも、圧倒的に多いのは排出事業者や無許可業者ということでもあります。

のは最近になりましたもう十倍、二十倍に増えてきている、こういった状況でございます。私も、その中間の処理業者に対してもきちんと措置を行うように都道府県を通じてそういう指導をしているところでございまして、決して真ん中の許可業界に対して環境省は石を投げられないというようなことは全くございません。現実には石を投げて、取消し件数がこれだけ増えているという実態があるわけでございます。

○加藤修一君 分かりました。

次は、警察との連携強化、これ以前にもちよつと聞いた経緯があるかもしれませんが、警察との連携強化を図ることについても懇談会の報告書には明確に指摘されておりまして、これが一つの不法投棄対策の大きな柱であるというふうな言われておりますけれども、具体的には今後だけの人材交流といいますが、そういったことをやるということを考えているのか、その辺についてお願いいたします。

○政府参考人(飯島孝君) 警察との連携につきましては、国のレベルそれから地方のレベル、いろいろございますけれども、まず国のレベルでは、これはもう平成三年の廃棄物処理法改正の時点からこの警察との連携は非常に重要であるという認識の下に連絡協議会を持っているわけですが、現在、特に暴力団対策、暴力団が黒幕になったり、あるいは裏支配をするような、いわゆるシノギと呼んでいるようなございすけれども、産業廃棄物の仕事を、これまでは金融とか土建とかそういった事業であったものを、同様に産業廃棄物の処理の仕事に入ってきているものが目立ってきているということ、これは警察とも、全く警察の方でもそういった認識が強いということで、暴力団対策連絡協議会というものを国レベルで持っております。その前から、先ほど申し上げました環境犯罪対策協議会ということで、いわゆる従来からの廃棄物の不法投棄事案の取締りのために、また、地方レベルでは、先ほど来、答弁の繰り返

返しになるかもしれないけれども、都道府県が行っておりますいろいろな未然防止のための監視活動に対して国は補助金ということで費用の補助を行っているほか、IT技術を利用した効果的な監視技術の開発も国の責任で進めているところでございます。

また、警察のお話ございましたが、海の世界に行きますと、海上保安庁との間でも、これは海上輸送あるいは海洋に不法投棄ということもございまして情報交換を行っております。先ほどの御答弁でも申し上げましたように、県警から各都道府県の環境部局への派遣者、出向者の数は年々増えて、今、全都道府県に警察からの出向者がいるという状況にまで来ておりまして、これを一層強化をしていく必要があると。

都道府県の環境、産業廃棄物担当の職員の数にいたしまして、あるいは国の地方環境対策、地方の事務所の職員の数にいたしまして、これは総務省あるいは地方公共団体をお願いして増やしていきたいというふうな思っております。

○加藤修一君 次に、住民との連携強化ということで、昨年七月に提出されました不法投棄防止及び原状回復に関する懇談会報告には、「不法投棄の拡大防止のためには、早期発見と早期対応が基本であり、行政、警察と地元住民が一体となり、不法投棄は小さいものでも許さない」という毅然とした姿勢で臨むことが重要である」と、こういうふうな指摘されておりまして、住民と行政、警察との連携を強化すると。

どういった施策を考えているかという話になるわけですが、例えば、財団法人で産業廃棄物処理事業振興財団が運営する産廃情報ネット、これは業者の情報や行政の許可情報、業者番号とか業の種類とか取扱廃棄物の種類、そういったものを提供しているわけですが、平成十二年度以降は業者の自主的な更新に任されているというふうな聞いております。産廃の中間処理、最終処分場など、いわゆる行政が業や施設を許可した業者についてその情報をインターネットなどで公開

する必要もあると考えられるわけなんですけれども、この辺についてはどういうお考えをお持ちでしょうか。

とところもあるわけなんですけれども、この中間処理施設が十分に拡充できるように、機能できるようにしていくことも一つの大きな対策でないかなと考えておりますけれども、この辺についてはどういう見解をお持ちですか。

○政府参考人(飯島孝君) 産廃ネットの話と、それから情報の提供の話でございますが、二つあると思うんですね。

○政府参考人(飯島孝君) 加藤先生おっしゃったように、最終処分場の整備とそれから中間処理施設の整備と、どちらを優先させるかという議論があることは承知しておりますし、ともすれば、平成十二年の廃棄物処理法改正のときに、首都圏では産業廃棄物の最終処分の残余容量があと半年しかないというふうな状況にまで落ち込んだわけでございます。政府として最終処分場の方に重点を置いているのではないかと、こういう御指摘があるのは承知しているわけでございますが、いざにいたしましては両方必要であると。

もう一つは、マイナスの情報ですね。これは、環境省として地方公共団体が行った行政処分情報を集めまして、それを例えば許可の取消しを行った業者はこの県でもすぐに分かるようにインターネット、環境省のインターネットを使って情報公開をしていきたいというふうな考えているところでございます。

これは、両方とも最終処分量を減らすためには中間処理施設をしっかりと整備しなければいけませんし、それから減らしたとしても、例えば半分にするという目標があるわけですが、半分の分の、半分の量については確保しなければいけないわけですから、両方相まってやらなければいけないと認識しております。特に今中間処理施設について申し上げるならば、最終処分量を半分にする目標を立てているわけでございますので、半分にするためにはリサイクル施設を含めて中間処理施設を整備充実していかなければこの目標は達成できないということで、私も、最終処分場と同様に、あるいはそれ以上に中間処理施設の整備充実については力を入れてまいりたいと思っております。

○加藤修一君 分かりました。

○加藤修一君 それで、先ほどの話に若干戻りますけれども、注意義務違反、そういった事例とか、様々なこういふ不法投棄の処理にかかわる事例等々があると思っておりますけれども、そういった経験を積み重ねて、いわゆる統合的なマニュアルの作成、いわゆる不法投棄現場の自治体職員が分かりやすい形で使っている指導監督業務の手引、そういったものも作って配付するということも極

廃棄物処理システムが破綻する、破綻しているというのは、要するに不法投棄があるというの、端的に言うとうそいふ言い方が可能かもしれないと思っております。最終処分場の整備それ自体もこれはこれで十分整備しなければいけないわけですが、ある人によれば中間処理施設の充実が重要であると。そこで体積を減らすとか、様々な処分しやすいような形でやっていくことも極めて重要な視点でなからうかという、そういう意見もあるわけで、私もそういうふうな思

そう、そういうふうな思

めて重要な考え方だと思えますけれども、この点については環境省ほどのぐらゐの取組の中に入っているでしょうか。

○政府参考人(飯島孝君) 加藤先生御指摘になりました現場の、地方公共団体の現場の職員が現場等の対応ができるような手引書をまとめるという事は、私も、そのこと、同じようなことを考えておりまして、現在、立入検査などの現場対応から行政処分あるいは行政指導、さらには原状回復のための行政代執行までの一連の措置につきまして、進んでいる都道府県のいろいろな事例を参考にいたしまして、不法投棄問題対応の手引というものを取りまとめている最中でございます。

先ほど御質問ございました青森、岩手の例の注意義務違反のいろいろなことにつきまして、これに充実させていきたいと思っておりますが、早めにお手引をまとめた上で、この青森、岩手の注意義務違反の事例につきまして、取りまとめ次第、こういった手引に加えて充実させていきたいと思っております。

○加藤修一君 今の総合的なマニュアルについては、スケジューリングにはどうでしょうか。

その点と、もう一つ全然別の質問になりますけれども、時間があるまいので簡単に言いますと、いわゆる事後的な、不法投棄が見付かかってからどう対処するかというそういった対応は当然必要なんですけれども、それだけじゃなくて、やはり事前にどういふふう抑制していくかということが極めて重要で、そういった意味では、拡大生産者責任の一つに入るかもしれないんですが、預託金制度、こういった面についても当然のことながら検討していくことはなからうかと、そういうふう考えておられますけれども、この点も含めて御答弁いただければと思います。

○政府参考人(飯島孝君) 手引のまとめの時期でございますが、先ほど言いましたように、今、取りまとめ最中で、最終段階に来ていますので、六月ですね、だから、今月、来月にもまず取りまとめ、その上で、青森、岩手の事例についてはそ

の後になります。取りまとめが、それを加えて逐次充実させていきたいと思います。

それから、事後対応から事前対応へ転換するたため、例をいたしまして預託金制度のお話でございますが、預託金制度につきましては、この平成九年の廃棄物処理法改正で、平成十年六月以降の適正処理推進センター制度を作ったときに実はいろいろな議論をしております。これは、産業界から社会的貢献として基金にお金を入れてもらって、それで対応しているわけでございますが、いろいろな議論があつた中で、この預託金制度というのも一つの選択肢として検討がなされました。

非常に合理的な制度ではあるわけでございますが、問題は、預託金制度がまずどういふことかといふ点と、排出事業者全体にあらかじめ預託金を拠出させて基金を作っておく、そして適正処分が確認された場合には拠出した人に返還をする、ですからお金が掛からない、不適正処分が行われた場合はその費用を基金から充当する、考え方はこういう仕組みです。

金額的にそれでは見合わないじゃないかと、いろいろ議論出てくると思つていますが、こういう考え方なんです、この一番の問題は、適正に処理したかしないかを公正かつ厳格に確認するシステムがなければなりません。これは、いろんなところで廃棄物の処理が行われておりますから、これをきちんとしたシステムを作るためには、そのシステムを作る費用とシステムを維持管理する費用が物すごく膨大になります。人も予算も物すごく掛かると。これがそのときの、試算をしたわけではございませんが、税金を取るのと同じような話になりますので、そのときの議論では、これが膨大になって何のための基金か分からなくなつて基金の管理の方が大変になつてくるということで、これは見送りました。現状の産業界からの任意の拠出金で行う基金を造成するという方式にしたわけでございます。

いずれにいたしましても、でも、それで足りなかつたらどうするかという問題がございます。

で、そのときには、そのときも含めまして、現在、預託金制度もつと改善できるのかもしれない。そういった事前的な措置についての検討を進めていきたいと思います。

○委員長(海野徹君) 加藤君、もう時間が来ております。

○加藤修一君 はい。残りの質問は次回の委員会で行います。以上です。

○岩佐恵美君 今回の廃棄物処理法改正と特定産業廃棄物特別措置法は、産業廃棄物の不法投棄対策が大きな柱となつていふと思つております。

環境省の調べでは、不法投棄は全体として六百六十九件、うち投棄量が判明しているのが五百三十六件、千三百三十四万二千六百九十四トンとなつていふことと、これは水山の一角にしかすぎないと思つております。

例えば、環境省の調査では、一番多い千葉県は百六十六件、三百二十万トンとされておりますが、千葉県の職員の方で不法投棄問題に最前線で行方組んでおられる石渡さんは、千葉県がこれまで確認している不法投棄の現場は約一千か所、投棄量は全部で一千万立米になるといふふうに指摘をしております。

つまり、環境省の調査とその千葉県の不法投棄の実態と比べますと、件数で六分の一、それから投棄量で三分の一しか環境省は把握していないことになりまして、全国的にも、不法投棄の実態というのは環境省調査より、先ほどから出ていますけれども、ずっと多いと思われまして、全国的な不法投棄の詳細な調査を行うということが答弁でありました。例えば、調査、統計の手法、方法を見直して、より精度の高い実態把握に努めるということと、今、現実には千葉県ではそういう実態があるわけですから、調査集計の方法を一体どういふ、いつごろまでに見直して、そして、そういう調査のやり直しということについてお

答えをいただきたいと思つております。

○政府参考人(飯島孝君) 不法投棄の統計、調査結果等でございますが、大きく分けて二つございまして、今の先生の御質問の中にもあつたわけですが、毎年毎年のダイナミックな状況と、それから蓄積されていくスタティックな状況、言い換えればフローとストックと言つてもいいと思つております。フローについては毎年毎年調査をしておりまして、これについては、年々このデータの精密度は増してきていふと思つていますが、先生の御質問にありましたように、ストックの方が違つていふことだと思つております。

ただ、これも十三年度初めて調査をしたわけでございますが、今の千葉県のデータも、なぜ、私どもが千葉県を通じてデータを取つていふわけでございますが、今言つたような数字じゃなくて小さな数字が出てきたのかというの、これから何回かやり取りすればその辺は詰まってくると思つておりますので、いずれにいたしましても、スタティックなストックのデータについては、そういった実際の県のお話もございまして、よくお聞きした上で、より精密な方法を取つて、これは、正に今度の産廃特措法の施行状況把握のために非常に重要なデータになると思つております。充実した調査を行つていきたいと思います。

○岩佐恵美君 とにかく早くやるということが大事です。

不法投棄対策にとつて欠かせないのは、排出事業者がきちんと最終的な処理までの責任を持たせることと末端の不法投棄を厳しく取り締まることです。

九七年の廃掃法の改正で、先ほどからお話がありましたけれども、排出事業者の責任を厳しくすると同時に、不法投棄の原状回復費用の負担について産業界からも基金を拠出してもらう、そういう仕組みを作りました。基金の額は累計で今幾らぐらいなのでしょう。そのうち産業界からの拠出は幾らなのでしょう。

○政府参考人(飯島孝君) お尋ねの産業廃棄物適

正処理推進基金の造成額は、平成十四年度までに累計二十二億五千万円、そのうち産業界からの拠出は十三億九千万円でございます。

○岩佐恵美君 基金の支援の対象となる九八年六月以降の不法投棄の量はどのくらいでしょうか。

○政府参考人(飯島孝君) 先ほどの十三年六月の調査結果しかございませんが、その結果から見ますと、約三百四十か所、量にして千六百六十万立方メートルでございます。

○岩佐恵美君 九八年六月以降ですけれども。

○政府参考人(飯島孝君) 失礼いたしました。

十年六月以降の時期が確認されているものの件数は二百四十一件、埋立量が判明しているものうち二百四十四件埋立量が判明しておりますが、その量が百六十四万四千立方メートルです。

○岩佐恵美君 その百六十四万トンと原状回復に必要な費用はどのくらいと見えていますか。

○政府参考人(飯島孝君) これは、仮定を置かないと計算できませんが、撤去費用を仮に一立方メートル当たり二万円前後、二万円プラスマイナス五千円ということで考えますと、二百四十億円から四百億円の間に想定されます。

○岩佐恵美君 今回の法改正で、九八年六月以前の不法投棄一千万トンについて、環境省はかなり、その三割が都道府県の原状回復事業となるといふふうに見て、総事業費九百億から一千億円程度と見込んでいるということですか。

今お話しにあった九八年六月以降のものについては、比較的新しいですから、原因者の負担を追及しやすいとしても、今の二百四十億から四百億ですよ、こういう金額でいった場合に、例えばこの一割でいうと二十四億から四十億、二割でいうと五十億から八十億ぐらい掛かるということになるわけですね。ですから、先ほどの説明で、基金は残額十二億六千万円ですので、そういう残額が必要ということになると思えます。

ですから、全国的な不法投棄の実態を正確にするということですので、そうした上でやっぱり基

金というのもしちつとにらんでいかなきゃいけないというふうに思います。排出者責任を明確にした基金対策を、大臣、きちんと取っていただく必要があると思えますけれども、その点いかがですか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 今、岩佐先生からお話

がございましたとおり、産廃廃棄物適正処理推進基金の平成十四年度末の残高、これは約十二億六千万円でございます。本年度も国の補助金二億円が計上をされまして経済界にも協力を求めるところでございます。

その基金によります毎年の支援実績でありますけれども、過去五年の平均を見ますと約二億円でございまして、現在のところ支援に必要な額は用意できておるといふことでございまして、支援に支障が生じるようなことにはなっていないというところであります。

不法投棄の原状回復につきましては、行為者、排出事業者等の責任を追及していくことがまず基本でございますので、基金の支援に関しましては、こうした責任追及を徹底するということによりまして支援額を抑えていくことが可能になると考えております。

今後ですけれども、基金残高が少なくなつて都道府県等の代執行が円滑に行うことができないようなそういう事態にはならないように、産業界に對して必要な拠出を求めてまいりたいと思えます。

○岩佐恵美君 そのところは原因者負担ということで、排出者負担というのは貫いていくということなんですけれども、今、大臣が言われたみたいに、今のところ基金で間に合つていまして、要するに今までは摘発量といふか、そういうものが少ないわけですね。だから間に合つていられる、これからは詳細な調査をやつていけば、それはもう対象物といふのはほとんどどんどん増えていくわけですね。

ですから、その際、この基金の在り方というものがまた問題にならざるを得ないと、そのときにきちん

とすることを申し上げているので、その点は、大臣の今の答弁はそういうことなんだということでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 原因者の責任を追及していくということとは基本でございます。

○岩佐恵美君 基金についても、そういうことでも考えるということですね。

○国務大臣(鈴木俊一君) そう考えていただいで結構です。

○岩佐恵美君 次に、実際に不法投棄を行っている者に対する対応について伺いたいと思えます。今回の改正で、特に悪質な産廃処理業者については、許可の取消しを都道府県に義務付け、欠格要件を強化しました。しかし、二〇〇一年度の不法投棄で見ると、許可処理業者によるものは、件数で六%、投棄量で八%。一方、排出事業者自身

による不法投棄が、先ほど部長からも話がありました、件数で四三%、投棄量で五一%。次いで無許可業者によるものが、件数で一五%、投棄量で一九%。つまり、許可処分処理業者以外が七〇%を占めるといふ実態なんですね。また、内容で見ると、建設廃棄物が件数で六九%、量で七一%と一番多くなつていまして、許可処理業者だけではなく、悪質な建設業者、解体業者に対する厳しい対応が必要だと思えます。

特に問題になるのが、先ほどこれも触れられていますが、自社処分名目による不法投棄です。千葉県銚子市では、小規模自社処分場と称する無許可の埋立てが無数に行われました。それが不法投棄の温床となりました。市原市では、自社物又はリサイクル原料の保管場と称する堆積場が作られ、事実上の不法投棄の現場になりました。私は、この両者について、両市の具体的事例を環境委員会で取り上げてまいりました。

千葉県では、こうした自社処分対策のために産廃条例で百平米以上の保管施設などの小規模処理施設について許可制度を導入しました。中央環境審議会の意見具申でも、自社処分と称する無許可処理業行為及び積替え保管行為に対する取締り強

化を求めています。今回の法改正ではこれは取り入れられませんでした。自社処分についてもきちん

と対応すべきだと思いますが、その点いかがでしょうか。

○政府参考人(飯島孝君) 先生御指摘になりましたように、問題になっている事例というのは、自社処分と称して、要するに無許可で他人の廃棄物を動かして不法投棄をしていると、こういうこと

でございます。こうした悪質な業者に対しては立入検査、警察との連携で厳正に取締りを行つていく必要があると思えます。廃棄物処理法では、そうした業者に対しては産廃廃棄物の処理基準が掛かりますし、それに対する命令、罰則、報告徴収、立入検査、この対象になります。

そういったことを徹底する必要があると考えております。

なお、先生から御指摘がありました千葉県の条例で対応しているようなことを、今回の法改正に盛り込まれていないという御指摘ですが、これは法律でなく政令レベルで、具体的には、自社処分の場合も含めまして、廃棄物の運搬車両であることを示すステッカーを表示しなければいけないとか、それから書面を備え付けなければいけないということ義務化する、これは政令、省令レベルで規制強化を図つてまいりたいと考えております。

○岩佐恵美君 青森、岩手の件について、国の指導の問題としてちよつと伺いたいと思えます。青森県が九八年六月に三栄化学に立入調査を拒否されてから十分な調査を行わなかつたということにつきまして、青森県の検証委員会報告書は、法の適正な執行である立入検査を極めて形式的な理屈を盾にして、つまり土地の賃貸契約を解除したという、そういう業者が理由を言っていたわけですが、こういう業者の態度を何らとがめることなく終

わつたということは、法の執行にかかわる立場にあるものとしては、その不見識を非難されてもやむを得ない、調査が不十分であつたということは

県の落ち度であると言わざるを得ないと指摘を
しています。

二〇〇一年五月の環境省通知では、不法投棄が
相当程度疑われる土地への立入検査を認めること
が示されたわけですが、や遅かったんで
すね。この問題については岩手県の検証委員会報告
では、平成十年当時には国からこのような解釈は
明らかにされていなかったこと、国の指導の
不十分さを指摘しているわけでは
す。

青森県が三栄化学から立入りを拒否されて以
降、不法投棄を疑いながら十分調査を行わなかつ
た、このことについては、私は、岩手県の検証委
員会の指摘にあるように、九八年当時では国はそ
ういふふうには解釈できないようなことだったと、
初めて二〇〇一年五月の通知で明らかにしたんだ
ということを行っているわけで、私は国の指導に
も問題があったと言わざるを得ないというふう
に思っています。

それはそれとして、九八年の状態から二〇〇一
年五月の環境省の通知で是正をされたわけです
から、その問題は現状ではクリアできていると思
います。ただ、岩手県の検証委員会は、措置命令
の権限行使についても国の不明確な指導を批判を
しています。

九〇年四月の厚生省通知について、行政庁の権
限行使を積極的に行うべきことを指導している
が、権限行使の不作為について、違法又は不当
なる場合があることまで踏み込んだ解釈をしてい
ないという指摘をして、二〇〇一年の環境省の通知に
ついて、行政庁の権限行使の懈怠は違法又は不
当との解釈を示しているが、どの程度の懈怠、怠
慢ですね、これを違法又は不当とするかについて
は国の明確な基準を示していないと指摘をしてい
ます。

この点について改善する必要があると思いま
す。どう改善をしますか。
○国務大臣(鈴木俊一君) 都道府県がどの程度措
置命令を懈怠すれば違法状態にあるか、そのこと
が不明確であるという御指摘であるかと思いま

す。
このことにつきまして、平成十三年五月であり
ますけれども、行政処分の方針というものを各都
道府県にお示しをいたしました。

その中におきまして、生活環境の保全を図るた
め、客観的事情から都道府県知事による措置命令
の実施が必要とされている場合には、合理的根拠な
くその権限の行使を怠る場合には違法とされる余
地があるということを示したところがございます
。これは、言わば行政機関が法律によって
与えられている権限を適切に行使しない場合は違
法とされることがあるという当然のことを念のた
めに示したものでございます。

いろいろなことが考えられると思いますが、例
えば国として方針を示したらいんではないかと
いう考えもあろうかと思いますが、しかし、具体
的なこうした都道府県の権限行使の要否につきま
しては、これはもう一義的には都道府県が個別に
判断すべきものでありますから、国において一律
にその方針のようなものを示すことはむしろ不適
当と、そういうふうには考えます。

しかし、一般的には、法の定める要件を満たす
以上、都道府県においては可能な限り積極的に措
置命令の権限を行使すべきものと、そのように考
えております。

○岩佐恵美君 積極的に、措置命令を合理的な根
拠なくちゅうちゅうすることがあつてはならないと
いうことで、積極的にやれということですので、
その点は都道府県にきちっと徹底していく必要が
あると思えます。
不法投棄は、端緒を発見したときから厳しい対
応をすることが重要です。
青森県では、一九八九年に住民から苦情が寄せ
られてから九六年十一月に事業停止処分をするま
で数回立入調査をし、無許可の中間処理施設の設
置や、汚泥、燃え殻などの不法投棄を確認しまし
た。ところが、すべての改善指示票を交付するだ
けで、法に基づく処分は行いませんでした。
このことについて、青森県は、検証委員会の聞

き取りに対して、三栄化学は行政指導を受け入
れ、その都度改善策を講じていたもので、とりわけ
悪質な業者であるとの認識はなかつたと説明して
いるわけですが、検証委員会は、そのことについ
て、住民から多くの情報が寄せられていたこと、
平成七年には燃え殻の不法投棄が発覚しているこ
とを考え合わせれば、このような認識は甘かつた
と言わざるを得ないと批判をしています。つま
り、行政指導で指摘するだけで法に基づく処分は
しないという甘い対応では駄目だということを指
摘しているわけですね。
さらに、その両県は、九五年九月の立入検査で
不法投棄現場を発見したことから、翌九六
年の十一月に初めて業務停止の行政処分をしまし
た。住民から問題が指摘されてから処分まで七年
掛かりました。県が不法投棄を確認してからでも
一年以上掛かっています。

その間、岩手県の照会に対して厚生省は、一度
は、産廃の処分に係る違反で収集運搬業の許可に
関する行政処分はできないと回答しているんです
ね。その後、半年近くたってから処分できないと
いう回答は撤回したわけですが、これが一年
以上も処分が遅れた二因と指摘をされていま
す。私は、この報告書を読んで、解決の遅れに関
して言うと、都道府県だけではなくて国の姿勢に
問題があつたというふうに思いました。

そこで、そういう点について、私も反省す
べきだと思ふんですね。先ほど部長は、悪いこと
をする人間がいなければ廃掃法でよく回っていく
はずなんだと、こういう問題については第一義的
には悪いことをした人が一番悪いんだと、その上
で行政の対応についていろいろ反省すべきことは
反省するみたいなき感じでしたけれども、私は、
もともとちゃんと、行政としてやるべきことをや
らなかつたというのを真っ正面から見ると、この報告
書に書かれていたわけですから、そういう点は
ちゃんと反省してもらわなさいと思ひます。
これは大臣からしっかりと答弁していただき
たいと思ひます。

○国務大臣(鈴木俊一君) 岩佐先生から今御指摘
がございましたとおり、岩手県の検証結果報告
書の中におきまして、岩手県が行政処分の実施の
可否を厚生省、当時の厚生省に照会をして、それ
に関して厚生省側の若干の混乱があつて、そして
時間経過の二因となつたと、そのことは否定でき
ない趣旨の指摘を受けているということは承知を
しているわけでありまして、
このような事実があつたかどうかについてはあ
りませんが、当時の回答が口頭で行われたこと
で、現時点では明確に確認ができないというこ
とでありまして、しかし、御指摘のようなことが
あつて、それによって時間が費やされて岩手県の
行政処分を遅らせたことすれば、これはもう大変遺
憾なことであると、そういうふうには思ひます。
そういうふうな思いにも立ちまして、今後こう
いうことがないように、都道府県が不法投棄事案
に対応するに当たりまして廃棄物処理法の解釈等
に関する国の見解を明らかにする必要がある場合
には、可能な限り迅速かつ的確に都道府県に示す
ように努力をしたいと思ひます。

○岩佐恵美君 私非常に怒っているのは、私も
同じような経験をしたからなんです。厚生省
がそういう点でもう本当に優柔不断な判断をして
いる、そういう間に被害がどんどん広がつてい
っているという、そういう思いをしているから、こ
の岩手県の報告を読んだときに本当に共感したん
です。思いを同じにしたんです。
大臣、言われまされども、口頭でやったと言
うけれども、この報告書の中では平成八年四月十
九日に、最初はこれは違反にならないという回答
を受けたと書いてあるんですね。日にちまで書
いてあるんですね。それを撤回したのはその年の
十月八日だと書いてあるんですね。真偽のほどは
明らかなんです。これはちゃんと、行政というの
はそういう意味では記録はちゃんと取っているわ
けですから、都合の悪い方の記録はなくなるかも
しれないけれども、それは私はそういう行政とい
うのはおかしいというふうに思ひます。

今回の経緯をよく調べていくと、驚いたことがあるんですね。一連の違反を繰り返している悪質業者に、県が収集運搬業の許可更新あるいは変更許可を認めたことなんですね。

青森県は、一方で行政指導を何回も行いながら、他方で九六年一月に許可更新を認めて、業務停止処分後の九七年三月と十二月に許可変更を認めました。岩手県も業務停止処分後の二〇〇〇年二月、収集運搬業の更新を許可しました。両県が許可を取り消したのは二〇〇〇年の十二月になつてからです。

このことについて岩手県の検証委員会は、「業務に関し不正又は不誠実な行為をすおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者」は許可してはならないという廃掃法の規定に反する違法性があると指摘をしているわけです。環境省の判断はこの点についていかがですか。大臣、いかがですか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 先生からも今御指摘ございましたけれども、廃棄物処理法では、「その業務に関し不正又は不誠実な行為をすおそれがあると認めるに足る相当の理由がある者」については、欠格要件に該当し、許可をしてはならない、もうそういうふうになされているところであります。

廃棄物処理法等に係る違反を繰り返しており、行政庁の指導等が、累積する者等については、厳正な審査の上、不許可とすべきであると考えております。

このような方針につきましては、平成十三年五月に都道府県に対して示しました行政処分の指針で明確にしたところでありまして、今後とも、不正又は不誠実な行為をすおそれがあると認めるに足る相当な理由のある者について許可をすることがないよう、各都道府県等と連絡を密にし、厳正な対応を徹底してまいりたいと考えております。

○岩佐恵美君 今回の廃掃法の改正で、許可の欠格要件に該当するに至ったとき及び廃掃法の規定

や命令に違反し、情状が特に重いとときなど、特に悪質な業者については許可処分の取消しを義務付けました。しかし、どういふ場合か具体的ではないと。その点について青森県の検討委員会は、更新を許可しない要件が不明確だったという県の説明について、当時の状況では許可更新や許可変更の拒否に踏み切れなかったことについて県に落ち度があるとは言えないと判断をしています。このままでは許可取消しについても抽象的な規定だけではなかなか執行できないのではないかと、そういうできないことを繰り返す、そういうおそれがあると思っています。

具体的にどういふ場合に許可取消しをするのか、その点について明確にすべきじゃないでしょうか。部長。

○政府参考人(飯島孝君) 欠格要件に該当する者のうち、不正又は不誠実な行為をすおそれがあると認めるに足る相当の理由のある者というところでございますが、これは、先ほど来引用しております平成十三年五月、これは昨年の六月に改正しておりますけれども、行政処分の指針というところで明らかにしております。

羅列させていただきますけれども、過去において繰り返し許可の取消処分を受けている者、二番目に、廃棄物処理法違反や刑法の傷害・暴行罪等で公訴を提起又は逮捕されている者、三番目に、廃棄物処理法違反を繰り返して行政庁の指導が累積している者、四番目に、業務に関連して道路交通法などに違反し、繰り返し罰金刑に処せられた者、五番目として、これらの者と同程度以上に業務の遂行を期待し得ないと認められている者、こういった行政処分の指針を出しているところでございます。

○岩佐恵美君 そこで、ちょっと伺いますが、昨年五月、福岡県筑紫野市にある株式会社産興の産廃処分場の問題を取り上げました。

一九八八年に設置許可された安定型処分場で、その後拡張されて現在九ヘクタール、処理能力は百三十七万五千四百三十立米で、既に八十万立米

埋め立てられています。そして、九九年十月に、汚水ピット内の硫化水素中毒で三人が死亡するという事件が発生して業務を自主的に停止させられています。

この件について、福岡県は、許可を受けていない産廃の埋立て、焼却予定産廃の野積み、許可容量を超えた違法埋立て、焼却炉排ガスのダイオキシン基準違反と、合わせて四回嚴重注意という行政処分を繰り返しています。今年一月には、許可容量を超えた埋立て産廃と、九九年六月以降に埋め立てた安定五品目以外の産廃を撤去するように改善命令を出しました。そのうち、その安定五品目以外の産廃については撤去を確認したということですが、許可容量を超えた産廃の撤去は終了していません。今年十月には、この産廃業者の業の許可期限が来ます。

違法行為を繰り返しても、見付かったことだけ改善すればよいということでは済まない、そのことを示したのが青森、岩手県の例だと思います。違反を繰り返している業者の許可を取り消す、あるいは許可更新を拒否すべき、これはもう当然ではないでしょうか。大臣、いかがですか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 先生の御質問、その筑紫野市の例を挙げて、そのことについてのお話であると、そういうふうにお答えをさせていただきます。まず、廃棄物処理法では、都道府県知事は、産業廃棄物処理の許可に当たって、人的要件や施設要件を審査して、許可基準に適合している場合でなければ許可をしてはならないこととされております。

福岡県におきましては、処分場の硫化水素の事故調査委員会における改善措置やその効果に関する評価を踏まえ、一月三十一日に事業者に対して産廃物処理法に基づく改善命令及び施設の停止命令を行ったところであります。

今後、事業者による改善命令の履行状況を踏まえて、事業者から更新許可申請があった場合には、福岡県において産廃物処理法に基づき適正な審査が行われ、許可、不許可が行われるものと考

えておりますが、一般論といたしまして、改善命令を履行しない場合には、厳正な審査の上、不許可とすべきものであると考えております。

本件においても、福岡県において適切に対処されるよう、必要に応じて助言、指導を行ってまいりたいと思っております。

○岩佐恵美君 この処分場については、大量のマンガンが浸出していると住民は指摘をしていますが、それからこの処分場は山神水道企業が住民の皆さんに水を供給している、そういう水がめの上にあるんですね。この事業団がウランの流出を検出している。ところが、県は花崗岩に含まれている自然由来のものと説明して、埋め立てた別に産廃を調べたわけではなくて単なる推定にすぎないのにそう言っていると。私は、やっぱりちゃんと調べていないということでは現地が納得していないのは当たり前だと思うんですね。

こういうところなんですけれども、前に当委員会で鈴木大臣の前の大臣のときにお話をしたんですが、実は昨年、私が調査に行ったときに、この業者は、私の施設の中を見せしてほしい、現地を調査してほしいということをお願いしたんですが、現地を調べるには県を通じてお願いしたんですが、拒否をされました。仕方なく、現地に行つて周りの実情を見ようということ、排水の状況とか、どういう規模なのかということ、ぐるっと見て歩くというふうなことをやったわけなんですけれども、その間じゅう数台の車で尾行されたんですね。そして、住民の皆さんと懇談しようということ、懇談会の場所を話して会場から出てきたら、もうずっと見張っていたんですね、その人たちが。ああの人たちだと。施設には犬がいて近寄れない、怖くて近寄れないとか、そういうふうなことで、私は本当に異常だと思つたんですね。

通常、産廃のかなりひどい例もあるんですけども、やはり国会議員が行けば、中へ入れてちゃんと見せるといふのが当たり前なんです。それから、つけられたといふのは私はそのとき初めてでした。

それで、私はそう思ったんですね。この委員会
で一回言ったんですけれども、その後なかなかど
うも進展がないような気がするんですけども、
こういう事態というのは放置しちゃいけないと思
うんですね。だから、放置するから栃木県のあ
の鹿沼市のような、まああれは極端な例でしょう
けれども、そういう事件が起こるんだと思うん
ですね。

私は、大臣、こういう点については厳正にちゃ
んと対応していただきたい。もう住民の飲み水
の問題である。住民の生命の安全の問題なん
ですね。そういうことで、きちっと私、環境省にや
ってもらいたいと思うんですが、その点、大臣、一
言いかがでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 岩佐先生が現地に調査
を行かれたときに、行かれたときの体験から、こ
の事業者と住民とのことについての御心配の御質
問だと思われ、最終処分場の設置者につきまし
ては、利害関係者からの求めに応じて、その維持
管理記録の閲覧に必要ならならぬなどを定め
ておられます。周辺住民と協調して処分場を運
営していくことが何よりも重要と考えておりま
す。

先生御指摘のように、何らの理由もなく事業者
が周辺住民に対して威嚇的な態度を取っている事
実があるとするならば、それは問題である、そ
ういうふうには思いません。そのような問題があ
れば、県において適切に指導するなどの対応がな
されるべきである、そういうふうには思いません。

現在、福岡県におきまして、地元自治体との環
境保全協定を締結するように事業者に対し指導
を行っていることを聞いて付言さ
せていただきたいと思ひます。

○岩佐恵美君 住民だけではなく国会議員、国
民に信託されたそういう国会議員に対してまでそ
ういう態度を取ったというは本当、驚くべきこ
とで、きちつとしていたいただきたい。
時間がなくなりましたので、ちよつといろいろ

まだ聞きたいことが落ちていますが、次に譲りた
いと思ひます。

青森、岩手県境、私は調査に行きたいとい
うことで一生懸命報告書を読ませていただいて、今日
は行く前、行つてはいないんですけども、せつ
かく報告書を読んだものですから、その点で質
問をさせていただきますけれども、青森、岩手県
境のその膨大な不法投棄事件というのは行政の対
応について非常に重要な教訓を提起している
と思うんですね。特に、その両県の検証、検討委員
会による不法投棄についての行政の対応の問題
について、これだけ総合的に検証が行われたのは
初めてだと思ひます。その教訓を本当に真摯
に酌み取つて、同じ過ちを犯すことがないように
環境省として自ら正すべきものは正す、自治体
の問題については全国にちゃんと徹底するとい
うことをやっていただきたいと思ひますが、最後
に大臣、いかがでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 両県に作られました検
討委員会の報告を、改めて環境省としてもこれは
報告を受けたと思ひます。また、県から
出されます基本計画の中でも、そうした検討委員
会で検討されたことが盛り込まれるように基本方
針に定めたいと思ひます。

いずれにしましても、検討委員会で検討され
たことが今後の未然防止につながるように、各都
府県にも伝えるべきところはしっかり伝えて、こ
れを今後に生かしていきたい、そういうふう
に考えます。

○岩佐恵美君 終わります。

○高橋紀世子君 高橋紀世子でございます。
私は、拡大生産者責任の視点がこの法案にはど
うしても欠けているように思ひます。何でも行
政が責任を持つような制度ではなく、生産者が
みになった後の処理も責任を負えるような仕組
みにすべきだと考えるんですけども、環境大臣、
いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 今回、廃棄物処理法改
正案それから産廃特措法、二法案を御審議いた

いているところでありまして、高橋先生から御指
摘いただいたのは産廃特措法について拡大生産者
責任の視点が欠けているという御指摘であると、
そのように考えるわけでありまして、

御指摘のこの拡大生産者責任でありますけれど
も、これによりまして、製品の廃棄段階でリサイ
クルや素材ごとの分別を行いやすいように配慮さ
れた製品設計をするとか、あるいは製造等を生
産者が行うことを通じて、産廃物の排出抑制、
適正処理に大きな効果を上げるものでありま
す。一方におきまして、その産廃特措法の対象とな
る産廃物の不法投棄について言えば、これは
実態として、どちらかといえば事業者が製品等
製造する過程で排出された廃棄物が不法投棄さ
れていることから、その原状回復につきましては、
汚染者負担原則に基づいてその原因者である投
棄の行為者や最終処分までの注意義務を怠つた排
出事業者等がその処理を行うべきであると、その
ように考えております。

このため、産廃特措法におきましても、安易に
公費による原状回復とならないよう財政的な支
援を行う前提といたしまして、行為者等に対する責
任追及を徹底して行うことをこの法律の基本方針
に定めることとしておられます。

○高橋紀世子君 私は、産廃物を始めすべて
のごみを減らしていくための対策をすべきだと考
えます。そのために、生産者が生産したものを
どう処理するかで、つまり資源の循環を意識する
ことがとても大切だと思ひます。

環境省には、拡大生産者責任の考えののつと
つ環境行政にますます取り組んでいただきたいと
考えます。もし、現在、何か拡大生産者責任を強
く意識した法案作りが着手しておられれば、それ
はどんなものか、少しお話ししていただければ
でしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 先ほど答弁をさせて
いただきましたとおり、拡大生産者責任につきま
しては、これは産廃物の排出抑制、適正処理

に大きな効果を上げるものであると、そういう
ふうに認識をされているわけでありまして、
それで、廃棄物の処理について生産者にも一定
の責任を負っていただく拡大生産者責任の考
え方、これを具体化するということについても重
要な課題である、そういうふうにも思ひます。
進基本法にこの理念が明記をされておらず、
それから廃棄物処理法におけます適正処理困難
物制度、それから容器包装リサイクル法、昨年成
立いたしました自動車リサイクル法など各種リサイ
クル法においてその実現化が既に図られてい
るところでございます。

今般、廃棄物処理法改正案におきまして、適
正処理が困難な一般廃棄物に係る拡大生産者責任
の制度的拡充を盛り込むべく鋭意検討をいたした
ところでございますが、産業界との関係、産業界
との関係者との間で対象とする品目、製造事業者
と市町村との責任分担の在り方などにつきまして
十分な合意を得るまでの時間がなかつたために制
度化を見送つたわけでありまして、

しかし、この適正処理困難物に係る拡大生産者
責任の制度的拡充につきましては、私も重要な課
題である、そのように強く認識しているところ
でありまして、今後排出状況、処理実態の把握、
あるいは関係者との議論を行ひまして、できる
だけ早期に具体化できるように検討を進めてまい
りたいと思ひます。

○高橋紀世子君 生産者とのいろいろあれはあ
ると思ひますけれども、どうしてもこの拡大生産
者責任というのには必要だと思ひます、是非力を出
していただきたいと思ひます。

これはまだ通告はしていませんので、す
れど、地方債の発行に際して、地方にその発行を
するかどうか権限がなく、国がその権限を持つて
いるというのは、地域主権の考え方とどう思
うのでしょうか、どうでしょうか。そのことについて
大臣はどう考えられるか。私は、やはり地方に権
限をもう少し持つていただかないと地方主権の社

会ができないと思うので、そんなことを考えるんですけれども、大臣、この点はいかがお考えでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) これは、この産廃特措法の問題にかかわらず、地方財政措置そのものについての考えであると、そういうふうに思いま

す。しかし、今回、例えば産廃特措法におきまして、有害廃棄物があるところは二分の一、それ以外は三分の一という補助率でありますけれども、これはもう特例的に地方財政措置が取られて地方債が発行される、大体七〇%から七五%ぐらいが発行されると。そして、そのうちの半分が交付税措置を取られるということで、都道府県の、何というんでしようか負担というものは極端に軽減をされる、それによって十年間で過去の負の遺産を一掃しよう、という考えであります。

したがって、私も岩手県等の関係者とお話しする機会はあるんでありますけれども、むしろ地方においても、今のこの地方財政措置、今回の、特に在り方についてはもう大変歓迎をさせていただいておりまして、何か地方の立場から、これが地方分権のことに對してよろしくないとか、今回の地方財政措置が良くないとか、そういうことは全くございません。むしろ、実態としてこの産廃特措法に關して言うならば、地方財政措置、今回取られる措置ということは大変歓迎をされていると思ひます。

また、先生の御指摘という観点は、これはむしろ地方財政措置の在り方全体の中で議論をされるべきことではないかと、そういうふうに思ひます。

○高橋紀世子君 はい、分かりました。廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律案について一つ質問させていただきます。

罰則の強化では不法廃棄物を減らすことはできないと私思うんです。むしろ、環境に良いことをすれば税金面で優遇されるような制度的改革が求

められているのではないのでしょうか。やはり、罰則の強化では、どうしてもそれを逃げてやってしまうようなところがあると思うので、何か環境にいいことをすると優遇されるということでした方がずっと前向きのように思うんですけれども、環境大臣はどうお思いでしょうか。

○国務大臣(鈴木俊一君) 先生の御指摘のとおり、不法投棄をなくしていくことを考えれば、これはもう罰則の強化一本やりでいけばいいとは決して思っておりません。ただ、原則は踏み外してはいけないと思うんですが、先ほど来飯島部長が答えておりますように、不法投棄といふのは、これはもう一つの明確な犯罪であるわけでございます。そのためには取締りの徹底、原因者及び排出事業者の責任の追及、こうした厳正な対処といふものがこれは必要不可欠である。そこところは原則として押さえておかないと思ひます。しかし、その一方におきまして、環境に良いこと、つまり環境負荷のより少ない処理等につきましては、そういう動機付けが働くように、これまでも融資制度あるいは税制優遇措置を通じた支援を行ってきています。

冒頭申し上げましたところでありますけれども、不法投棄を減らすには、罰則の強化だけではなしに、産業廃棄物処理が円滑に進むよう処理システムを拡充していくことが必要でありまして、御指摘のような視点は重要であると考へております。

新たに幅を広げて、いろいろ優良な企業を育てていかなければいけない、悪質な業者は撤退してもらわなければいけない、こういうことの補助となるために、新たに処理業者情報をインターネットで提供している産廃ネット、これにISO14001の認証取得の有無など、環境保全上好ましい取組に関する情報も拡充すること、あるいはまた産業廃棄物処理業のビジョンやこれからのビジネスモデルを示すこと等によりまして、業界の優良化を一層進めていく方策についても取り

組んでまいりたいと思っております。

○高橋紀世子君 今、大臣がおっしゃったように、もちろん悪いことですから罰則も必要だと思ふんですけれども、何か環境にプラスになることをしたときに常に恩恵が得られるから、競争で何かそういう恩恵を、恩恵を得るためというのはおかしいですけれども、環境にいいことをして、それが恩恵を得られると、私はその方がずっと罰則よりも明るいと思ひますので、また是非お考えをお聞きください。

また、今日はありがとうございました。

○委員長(海野徹君) 本日の質疑はこの程度にとどめます。

次回は明四日午後一時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十五分散会

五月三十日本委員会に左の案件が付託された。

一、自動車排出ガスによる大気汚染公害被害者に対する救済制度の創設に関する請願(第二〇三二号)(第二〇三三号)

第二〇三二号 平成十五年五月二十日受理

自動車排出ガスによる大気汚染公害被害者に対する救済制度の創設に関する請願

請願者 東京都新宿区若葉三ノ八ノ一〇四 西尾純代 外九百九十九名

紹介議員 谷 博之君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。

第二〇三三号 平成十五年五月二十日受理

自動車排出ガスによる大気汚染公害被害者に対する救済制度の創設に関する請願

請願者 東京都板橋区前野町三ノ三九ノ五 加賀美忠好 外九百九十九名

紹介議員 福山 哲郎君

この請願の趣旨は、第五六〇号と同じである。